

Ⅲ ちむぐくでともにつくる 福祉と健康のまち

社会福祉団体育成事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○社会福祉団体育成事業

1億2,227万円

1. 南風原町社会福祉協議会への補助金

1億1,437万円

社会福祉協議会は、地域の住民やボランティア、福祉・保健などの関係者、町役場などの行政機関と協力して福祉のまちづくりを進めています。民間組織としての自主性と、住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面を持った組織です。

■南風原町社会福祉協議会の主な活動

①連絡調整活動

- ・社会福祉施設長連絡会の開催
- ・各種関係機関との連携

②調査研究及び広報・啓発活動

- ・委員会の開催(総務・財政委員会、企画・広報委員会)年2回
- ・各種調査の実施
- ・各種福祉月間啓発活動(老人・児童・障がい)
- ・福祉まつり(隔年)
- ・社協だより「ちむぐくる」毎月発行
- ・地域福祉懇談会の実施

③低所得者福祉に関する事業(生活福祉資金貸付、助け合い金庫貸付、歳末たすけあい募金による年末激励金の支給、米券等の支給援助)

④高齢者福祉に関する事業

(在宅介護支援センター運営事業、介護予防等事業の実施、友愛訪問事業、高齢者健康づくり推進事業、福祉機器貸出事業、訪問介護事業、介護予防訪問介護事業)

⑤児童福祉に関する事業

- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・こいのぼり掲揚式(町共催)
- ・子育て支援事業(子育てサロン・子育て講演会)



ミニデイサービスの様子



子育てサロンの様子

⑥障がい(児)者福祉に関する事業(障害福祉サービスの実施、地域生活支援事業の実施、障がい者スポレク交流事業、障がい者相談支援事業)

⑦ひとり親家庭福祉に関する事業(就労支援事業、母子福祉制度説明会)

⑧日常生活自立支援事業の推進

⑨福祉総合相談事業の実施

- ・ふれあい福祉相談室(一般相談・法律相談・司法書士相談)

ちむぐくるで支え合う安心して暮らせるまち

⑩ 支えあうまちづくり事業

各小学校区にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、子育て世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等を含む全ての個人・世帯を対象に要支援者を把握するとともに、住民による支えあい助け合い活動を推進します。

- ・生活課題の把握と情報共有のシステムづくり

- (1) コミュニティソーシャルワーカーの配置(各小学校区)

- (2) 福祉マップづくり

- (3) 見守り活動、生活支援活動

- (4) 移動相談所の設置

- (5) 企業等との見守り協定の締結及び連絡会の開催

- ・まちづくりサポートセンターの設置・運営

- (1) 提供会員、依頼会員の登録・斡旋

⑪ 地域支え合い体制づくり事業の実施

- ・支えあい・たすけあう地域づくり事業の実施

- (1) 地域づくり推進委員会の設置・運営

- (2) 福祉協力員の委嘱と活動支援

- (3) 住民の"絆"を深める事業・活動への支援(助成金交付)

- ・住民の交流拠点整備(施設改修)事業の実施

- ・地域づくりを支える人材育成事業の実施

- (1) 福祉協力員養成講座の開催

- (2) 地域づくり講座の開催

- (3) 各種ボランティア講座の開催

⑫ 安心ライフサポート事業の実施

⑬ 小地域福祉ネットワークづくり推進事業

- ・推進地区の指定と活動支援(17ヶ所)

- ・ネットワーク連絡会の開催

⑭ ボランティアセンター運営事業

⑮ 各種福祉団体の支援

⑯ 苦情解決事業の実施

⑰ その他の事業

- ・災害等支援活動の実施(災害見舞金の支給)

2. その他の団体への補助金・負担金

沖縄県市町村総合事務組合負担金	8万円
町民生委員児童委員協議会補助金	782万円

国民健康保険事業(国民健康保険特別会計)

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○国民健康保険事業(国民健康保険特別会計)

43億541万円

国保(国民健康保険)とは、職場の健康保険(社会保険や共済組合)に加入している方、後期高齢者医療保険へ加入している方を除いた75歳未満の方全員が加入する健康保険で、病気やケガをしたときに安心して医療機関で治療が受けられるようにするための制度です。

毎月、加入者同士が国保税を出し合い、それを医療費の大部分に充て、いざという時の治療費の負担を少なくすることで、加入者の誰もが平等に医療が受けられるようにするための「助け合い」の精神に基づいた制度です。

「国保」の運営は、加入者のみなさんが納めた国保税だけではなく、国や県、町も費用を負担しています。私たちの健康を守る大切な「国保制度」を正しく理解し、みんなで守っていきましょう。

※「国保」は加入者に国保税を納めてもらい、医療費など決まった目的のために支出しています。このため町の一般会計とは切り離して、特別会計で運営しています。

★健康保険チェック！

「被保険者」とは？ : 健康保険に加入している人のこと。

国民健康保険とは？ : 75歳未満の人で、職場の健康保険や後期高齢者医療保険に加入していない人が加入する健康保険。(自営業、無職など)

後期高齢者医療保険とは？ : 75歳以上の人全員が加入する健康保険。
(65歳以上で特別な障がいがある人も加入できます)

健康保険とは？ : 職場の健康保険(社会保険など)と、市町村などが運営する健康保険(国民健康保険や後期高齢者医療保険)があります。
産まれてから亡くなるまで、全国民が加入しなければいけません。

1. 医療諸費 … 24億5,807万円

病気や怪我などにより医療機関で診察や治療を受けると、かかった医療費の3割分を病院で直接支払い個人負担するだけで、残りの7割は病院からの請求により町の国保会計から支払います。ただし、70歳以上の方は所得に応じて2割又は3割の個人負担となり、未就学児は2割の個人負担です。

<主な経費>

・一般被保険者療養給付費 … 24億3,691万円

一般の被保険者の診察や治療に対しての医療費の保険者負担分を医療機関に支払う費用です。



健康づくりの推進

- ・ 一般被保険者療養費 …… 1,387万円

被保険者が保険証を持たずに病院で診察や治療を受けると、医療費の全額を自己負担することになります。しかしその後、町国保の窓口で療養費支給の申請手続きを行えば、かかった医療費の保険者負担分を被保険者へ支給します。また、治療の為に柔道整復やはり・きゅうの施術を受けたとき、お医者さんの指示で補装具を購入した場合も療養費として支給されます。

- ・ 審査支払手数料 …… 729万円

診療報酬の審査支払手数料は、委託先の沖縄県国民健康保険団体連合会に支払います。

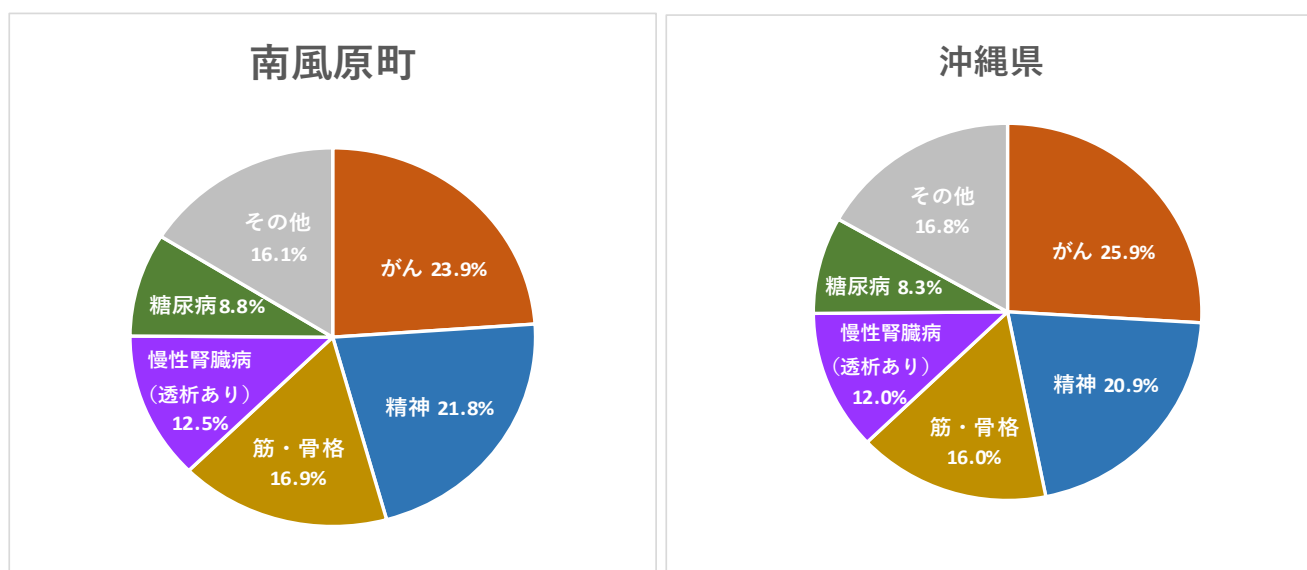
2. 高額療養費 …… 4億829万円

世帯にかかる1か月あたりの医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合は、その超えた額を町の国保会計から支給し、国保加入世帯の家計負担を軽減します。支給を受けるには、限度額認定証の発行や払戻(払戻の該当者には役場から後日通知します。)による申請手続きが必要です。

<主な経費>

- ・ 一般被保険者高額療養費 …… 4億810万円
- ・ その他 …… 19万円

医療費分析



※医療費の割合(令和4年度)最大医療資源傷病名による、調剤報酬を含む。(KDBシステムより)

3. 出産育児諸費 …… 1,892万円

国保加入者が出産したときに、出産費や育児費として出産育児一時金50万円を支給します。医療機関への直接支払制度を利用したり、出産費が50万円を下回る場合は、差額分の支給申請をすることで受け取れます。

＜主な経費＞

・ 出産育児一時金 …… 1,891万円 ・ その他 …… 1万円

4. 葬祭諸費 …… 114万円

国保に加入している方がなくなったときは、葬祭を行った方に2万円支給します。役場での申請手续が必要です。

5. 国民健康保険事業費納付金 …… 12億3,645万円

沖縄県単位化により沖縄県へ納付する納付金です。沖縄県は各市町村毎に、過去3か年分の医療費を元に算出する医療費指数と所得指数に応じて事業費納付金が算定されます。市町村は事業費納付金を納付することによって、すべての医療諸費が交付されることになり、毎年の医療費の支出が安定することになります。

6. 健康づくり事業 …… 6,423万円

国保加入者に、医療費以外に特定健康診査・特定保健指導や健康管理に対する支援を行います。国保加入者の健康意識を高め、病気の予防や早期発見などにより健康増進を図ります。

① 特定健康診査等事業 …… 5,321万円

特定健康診査・特定保健指導実施計画に基づき、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健診を実施し、保健指導・栄養指導を行います。

＜主な経費＞

・ 特定健康診査等委託料 …… 2,212万円
・ 会計年度任用職員報酬 …… 1,474万円
・ その他の経費 …… 1,635万円



健康づくりの推進

特定健診・特定保健指導の目標と実績

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
特定健診 受診率	目標	52.0%	54.0%	56.0%	58.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
	実績	48.1%	46.9%	48.0%	43.9%	42.2%	39.3%	37.7%	32.8%	35.2%	37.9%	
特定保健 指導 実施率	目標	56.0%	57.0%	58.0%	59.0%	60.0%	84.0%	84.0%	84.0%	84.0%	84.0%	84.0%
	実績	74.1%	65.9%	74.4%	84.0%	85.0%	79.8%	74.4%	75.6%	84.6%	87.5%	

※ 目標は、国が定めた目標(平成20～24年度までに受診率65.0%・実施率45.0%、平成25～29年度までに受診率60.0%・

実施率60.0%、平成30年～令和5年度までに受診率60.0%・実施率60.0%)に合わせて、南風原町特定健診等実施計画

より設定したものを記載しています。

※ 実績は、法定報告値(国に報告するために算出した受診率と実施率)を記載しています。令和5年度は法定報告がまだ

のため、受診率実績・実施率実績を記載していません。

② 健康づくり事業 …… 58万円

健康づくりや疾病予防のためにはり・きゅう・あん摩・マッサージなどの施術に対する支援を行います。

項 目	対 象 者	補 助 額
はり・きゅう あん摩マッサージ	南風原町国民健康保険に加入している方	1枚800円 (年6枚)

③ 訪問指導事業 …… 902万円

特定健診等の受診者のうち、生活習慣病およびメタボリックシンドロームやその予備群など、その他必要な方に対し、自分自身の体の状態が理解でき、病気の予防・改善や健康づくりに取り組めるように保健指導、栄養指導などをおして支援します。特に20代～50代へのインセンティブを活用した保健指導を強化し、重症化予防を行うと同時に、健診受診率向上にむけて取り組みます。

< 主な経費 >

- ・ 会計年度任用職員報酬 …… 288万円
- ・ 検査委託料 …… 32万円
- ・ 電子機器使用料 …… 21万円
- ・ 備品購入費 …… 312万円
- ・ その他の経費 …… 249万円

④ 医療費対策事業 …… 142万円

医療費通知やジェネリックシールの利用等により、医療費対策に取り組めます。

7. 保険税収納率向上特別対策事業 …… 1,397万円

国保加入者に、国保を理解してもらい、国保税の納付率を向上させて、財政の健全化を図ります。納付指導員を4人配置し、国保加入者への納付指導や口座振替を促進し収納率の向上を図ります。また国保税システムを活用して、国民健康保険への資格加入・資格喪失の管理や納付状況の管理を行います。

<主な経費>

- ・ 会計年度任用職員報酬(4人) …… 989万円
- ・ その他の経費 …… 408万円

8. その他の経費(人件費等) …… 1億434万円

国保加入者数及び国保税収納率推移

年度	世帯数	加入者数(人)			税額 (万円)	収納率 (%)
		一般	退職	合計		
H25	5,343	10,450	498	10,948	6億6,901	96.63
H26	5,333	10,351	437	10,788	6億8,244	97.03
H27	5,266	10,059	342	10,401	6億6,272	97.31
H28	5,143	9,756	200	9,956	6億3,498	97.11
H29	5,054	9,401	107	9,508	6億3,835	97.89
H30	5,058	9,232	47	9,279	6億2,896	96.70
R1	5,019	9,070	8	9,078	6億7,844	95.89
R2	5,074	8,981	0	8,981	6億9,202	96.80
R3	5,152	8,917	0	8,917	6億7,736	96.63
R4	5,128	8,835	0	8,835	6億9,836	96.10

※上記の世帯数、加入者数は各年度ごと平均の数値となります。

※上記納付率は、現年分納付率となります。

健康づくりの推進

令和6年度国民健康保険特別会計当初予算(収入)



令和6年度国民健康保険特別会計当初予算(支出)



国民健康保険特別会計繰出金(一般会計)

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○国民健康保険特別会計繰出金

3億8,905万円

国保事業の円滑で適正な運営に役立てるため、また国保財政の健全性を図るために一般会計から、国保特別会計に対し繰出しています。

1. 保険基盤安定繰出金(保険税軽減分) …… 1億5,261万円

低所得世帯の、国保税を軽減(2割、5割、7割)する制度があります。その軽減した額を、一般会計より国保特別会計へ繰出しています。

＜主な経費＞

・ 財源の内訳 県 …… 1億1,445万円 町 …… 3,816万円

2. 保険基盤安定繰出金(保険者支援分) …… 8,491万円

国保税額は、世帯の所得などで決められます。また、国保税率は市町村が決定するため市町村により違いがあります。そのため、市町村によって国保税の収入に格差があり、国保会計の財政力に違いがでてきます。国保財政の健全化を図ることや、国保税が市町村で大きな較差が生じないように、一般会計から繰出しています。

＜主な経費＞

・ 財源の内訳 国 …… 4,245万円 県 …… 2,122万円 町 …… 2,124万円

3. 職員給与費等繰出金 …… 9,828万円

国保年金課の職員の人件費や事務費などの支出のため、一般会計より繰出しています。

4. 出産育児一時金繰出金(制度的繰入金) …… 1,260万円

国保加入者が出産した場合に国保特別会計から50万円を出産育児一時金として支給します。支給する50万円の2/3(町負担分)を一般会計から国保特別会計へ繰出しています。

5. 財政安定化支援事業繰出金 …… 3,672万円

国保特別会計の財政基盤の安定を図るために、保険者の責めに帰することのできない事情(低所得者の占める割合が全国平均と比較して高いなど)を基に計算して、町負担分を一般会計から国保特別会計へ繰出しています。

6. 未就学児均等割保険税繰出金 …… 338万円

未就学児均等割国保税を減額(5割)する制度があります。その減額分を、一般会計より国保特別会計へ繰出しています。

＜主な経費＞・ 財源の内訳 国 …… 169万円 県 …… 84万円 町 …… 85万円



健康づくりの推進

7. 産前産後保険税繰出金 …… 55万円

出産する被保険者に係る産前産後期間の国保税(所得割額および均等割額)を免除する制度があります。その免除分を、一般会計より国保特別会計へ繰出しています。

＜主な経費＞・ 財源の内訳 国 …… 27万円 県 …… 13万円 町 …… 15万円

高齢者医療対策費

(担当:民生部 国保年金課 課長:高良 星一郎)

○高齢者医療対策事業

4億3,629万円

沖縄県後期高齢者医療広域連合等に、後期高齢者医療広域連合負担金(市町村定率負担金)及び後期高齢者事業費等繰出金(事務費、保険料保険基盤安定負担金)などの経費を負担しています。

＜主な経費＞

後期・介護一体的実施に係る会計年度任用職員報酬(保健師・看護師)	531万円
後期・介護一体的実施に係る専用車リース料	42万円
後期高齢者療養給付費負担金	3億1,719万円
後期高齢者はり、きゅう、あん摩、マッサージ補助金	29万円
後期高齢者医療広域連合負担金	2,779万円
後期高齢者医療特別会計事務費繰出金	1,488万円
後期高齢者保険料保険基盤安定負担金(保険料軽減分)	6,824万円
その他経費	217万円

住民健診(健康診査)事業

(担当:民生部 国保年金課 課長:高良 星一郎)

○住民健診(健康診査)事業

2,448万円

町民の健康増進を図るため、学校・職場などで健康診査を受けられない方や生活保護受給者のうち、20歳から40歳未満の方に、基本健康診査(身長、体重、血圧、腹囲、尿検査、血液検査、医師の診察)を全額補助し、40歳以上の方には、人間ドック、胃・肺・大腸のがん検診の検査料金を補助しています。

＜主な経費＞

基本健康診査委託料金 …… 333万円

(個別町負担額1人:7,271円、集団町負担額1人:6,906円)

胃がん検診委託料 …… 907万円(バリウム補助額:4,100円)

肺がん検診委託料 …… 500万円(レントゲン補助額:1,500円、喀痰補助額:2,300円)

大腸がん検診委託料 …… 446万円(検便補助額:1,900円)

歯周疾患検査委託料 …… 35万円(検査補助額:3,500円)

その他 …… 227万円



令和6年度 集団健診(予約制)

番号	健診日		受付時間	健診会場	対象区	胃がん 検診
1	5月28日	火	8:30～10:00	ちむぐる館	全区域	○
2	6月25日	火				○
3	7月24日	水				○
4	8月4日	日				○
5	8月27日	火				×
6	9月10日	火				○
7	10月9日	水				○
8	10月27日	日				○
9	11月19日	火	18:00～19:30		全区域 ★ナイト健診★	×
10	12月14日	土	8:30～10:00		全区域	○
11	1月26日	日				○

令和6年度 婦人がん集団検診(予約制)

番号	健診日		受付時間	健診会場	対象区
1	7月30日	火	8:30～10:00	ちむぐる館	全区域 ※乳がん・子宮頸がん
2	9月13日	金			
3	10月29日	火			

健康づくりの推進

婦人がん検診事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○婦人がん検診事業

1,203万円

町では、婦人がん検診を集団検診及び個別検診で行っています。

＜主な経費＞

婦人がん検診委託料金 1,165万円 その他の経費 38万円

1. 集団検診 … 町が指定した日時、場所にて行う検診です。

対象者 子宮がん・・・南風原町に住んでいる、20歳以上の女性
 乳がん ・・・南風原町に住んでいる、50歳以上の女性
実施期間 : 令和6年7月30日、9月13日、10月29日(年3回実施)
場 所 : ちむぐる館

2. 個別検診 … 町が契約した指定医療機関にて行う検診です。

実施期間 : 令和6年4月1日～令和7年3月31日
場 所 : 各指定医療機関

※契約医療機関

【乳がん・子宮がん】

・沖縄県健康づくり財団・沖縄第一病院・南部徳洲会病院・与那原中央病院・とよみ生協病院
・豊見城中央病院附属健康管理センター・那覇市立病院健診センター・沖縄赤十字病院
・ハートライフ病院・アドベンチストメディカルセンター

【乳がんのみ】

・マンマ家クリニック・宮良クリニック・那覇西クリニック・那覇西クリニックまかび

【子宮がんのみ】

・空の森クリニック・Fクリニック沖縄

3. がん検診推進事業

がんの早期発見と正しい健康意識の普及・啓発を図り、健康保持・増進を図るため、がん検診受診率を50%に上げることを目的として、次表の年齢の女性に対して、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳と検診費用が無料となるクーポン券を送付し、受診促進を図ります。

【子宮頸がん無料クーポン券対象年齢】

年齢	生年月日
20歳	平成15年4月2日～平成16年4月1日

【乳がん無料クーポン券対象年齢】

年齢	生年月日
40歳	昭和58年4月2日～昭和59年4月1日

後期高齢者医療事業(後期高齢者医療特別会計)

(担当:民生部 国保年金課 課長:高良 星一郎)

○後期高齢者医療事業

4億5,421万円

後期高齢者医療制度は、県内すべての市町村が加入する沖縄県後期高齢者医療広域連合(うるま市石川在)が運営主体となります。広域連合では、被保険者の資格管理、保険料や給付の決定などを行い、各市町村は、保険料の徴収と各種申請、届出の受付、被保険者証の引き渡しなどの窓口業務を行っています。

<主な経費>

後期高齢者医療広域連合納付金	・・・	4億3,873万円
その他(人件費等)	・・・	1,548万円

★Pointチェック

国民全ての人が、75歳の誕生日の当日からは後期高齢者医療制度の被保険者となります。また65歳以上75歳未満で一定の障がいのある方も対象となります。

後期高齢者医療制度では、被保険者証が1人に1枚ずつ交付され、被保険者となる全員が1人ひとり保険料を納めることになります。

令和6年度は、昭和24年生まれの方が、誕生日の日から新たに後期高齢者医療制度に加入することとなります。

◎ 自己負担割合

医療機関で支払う自己負担は、所得区分によって異なり下の表のとおりです。

区 分	区分Ⅰ	区分Ⅱ	一般Ⅰ	一般Ⅱ	区分Ⅰ(現役並み所得者)	区分Ⅱ(現役並み所得者)	区分Ⅲ(現役並み所得者)
負担区分	1割	1割	1割	2割	3割	3割	3割

◎ 保険料の決まり方

被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で算定されます。

均等割額	+	所得割額	=	保険料
56,400円		(所得－430,000円)×11.60%		(上限は80万円)

※ 低所得世帯の方は、保険料が軽減される場合があります。

・ 均等割額保険料 … 2割軽減 ・ 5割軽減 ・ 7割軽減

健康づくりの推進

妊婦一般健康診査事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○妊婦一般健康診査事業

4,673万円

妊婦健診は保険適用外のため、その費用が全額自己負担となります。妊婦さんの経済的負担を軽減する目的で、平成21年度から最大14回の公費負担を行っています。妊婦健康診査受診票に記載された検査項目については、無料で受診することができます。さらに、令和4年度から、多胎妊婦の妊婦1人につき、5回の追加健診の助成を行っています。

また、県外での里帰り出産を希望する妊婦さんも公費負担で健診が受けられるよう、妊婦一般健康診査費用を助成しています。

対象: 南風原町に住民票がある妊婦

主な経費

委託料	4,602万円
助成金	31万円
消耗品等	40万円



妊婦健康診査内容及び公費負担額等

公費補助(全14回)	望ましい健診時期 (有効期限)	健 診 内 容	公費 負担額
1回目	妊娠初期	1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(血液型検査、不規則抗体検査、梅毒血清反応検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、血糖検査、貧血検査) 3. 子宮頸がん検査 4. 超音波検査	9,000円
2回目	(20～23週)	1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査	5,000円
3回目	(24～28週)	1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(貧血検査、血糖検査) 3. 超音波検査	6,000円
4回目	(29～33週)	1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(貧血検査) 3. 超音波検査	6,000円
5回目	(34～出産)	1. 基本的な健康診査 2. 血液検査(貧血検査、GOP、GPT) 3. 帯下培養 4. 超音波検査	6,000円
9-1回目	9-1回目～9-9 回目は順番が前 後することも可能	1. 基本的な健康診査	5,040円
9-2回目		1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査	9,820円
9-3回目		1. 基本的な健康診査	5,040円
9-4回目		1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査	9,290円
9-5回目		1. 基本的な健康診査	5,040円
9-6回目		1. 基本的な健康診査 2. 超音波検査	9,820円
9-7回目		1. 基本的な健康診査	5,040円
9-8回目		1. 基本的な健康診査	5,040円
9-9回目		1. 基本的な健康診査	5,040円
風疹・HIV・クラミジア検査	1回目・できるだけ 早い時期	風疹ウイルス抗体価検査、HIV抗体価検査、クラミジア抗原検査	5,640円
HTLV-1抗体検査	3～5回目 30週頃までに	HTLV-1抗体価検査	2,290円

※「1. 基本的な健康診査」では、問診等による健康状態の把握、体重測定、血圧測定、尿検査等の定期検査、保健指導が行われます。

※上記それぞれの検査については、公費負担により無料で受診することができますが、項目以外の検査料は自己負担となります。

…例えば、超音波検査がない回に超音波検査を受けた場合の検査料金は自己負担になります。

※親子(母子)健康手帳交付時の週数に応じて必要な回数の受診票が発行されます。

(2・3・4・5回目の受診票には有効期限が設けられています。妊娠がわかったら早めに親子健康手帳の交付を受けましょう。)

(注) 多胎児妊娠の場合に追加交付する受診票については使用週数の定めのないものとし第9-1、9-3、9-5、9-7、9-8の計5回分とする。

産婦健康診査事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○産婦健診事業

568万円

産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の産婦に対して健康診査(母体の心身機能の状態把握や授乳状況)の費用を助成します。産婦健診を実施することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを目的としています。

主な経費

健康診査委託料 550万円

健康診査助成金 14万円

消耗品等 4万円

新生児妊産婦訪問指導事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○新生児妊産婦訪問指導事業

140万円

助産師または保健師が、初妊婦・初産婦さんや生後1か月前後の赤ちゃんのいる家庭を訪問します。主に第1子を対象に訪問していますが、第2子以降で希望する方にも実施しています。産前産後の体調や子育ての相談にご活用ください。

主な経費

新生児訪問及び

妊産婦訪問指導委託料 140万円



未熟児養育医療事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○未熟児養育医療事業

617万円

身体の発育が未熟なまま出生し、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費にて負担する制度です。医療費は当該乳児の属する世帯の市町村民税額等に応じて、一部自己負担金が生じます。

主な経費

未熟児養育医療費 617万円

乳児一般健康診査事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○乳児一般健康診査事業

793万円

1歳未満の乳児を対象に前期(生後4か月頃)と後期(生後10か月頃)に各1回ずつ、毎月1回程度実施しています。健診の内容は、身体測定・貧血検査(後期のみ)・小児科医診察・保健指導・栄養指導です。また、令和2年度より歯科衛生士による歯科衛生指導(後期のみ)も導入しています。お子さんの発育・発達を保護者と一緒に確認できる場となっています。

健康づくりの推進

主な経費

健康診査委託料	771万円
印刷製本費	11万円
通信運搬費	11万円



1歳6か月児健康診査事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○1歳6か月児健康診査事業

287万円

1歳7か月～8か月児を対象に身体発育及び精神発達の面から、医師・歯科医師等による総合的な健康診査を毎月1回程度実施しています。

健診の内容は、身体計測・貧血検査・歯科医診察・歯科衛生指導・小児科医診察・栄養指導・保健指導です。お子さんの発育・発達を保護者と一緒に確認できる場となっています。

主な経費

看護師等謝礼金	55万円
健診委託料	226万円
通信運搬費	6万円



3歳児健康診査事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○3歳児健康診査事業

412万円

3歳5か月～7か月児を対象に身体発育及び精神発達の面から、医師・歯科医師等による総合的な健康診査を毎月1回程度実施しています。

健診の内容は、身体計測・尿検査・視力検査・歯科医診察・小児科医診察・歯科衛生指導・栄養指導・保健指導です。お子さんの成長発達を保護者と一緒に確認できる場となっています。

主な経費

看護師等謝礼金	75万円
健康診査委託料	225万円
通信運搬費等	32万円
消耗品等(全乳幼児健診分)	80万円

長寿県復活 食の応援事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○長寿県復活 食の応援事業

488万円

「健康長寿おきなわ」の復活に向けて、町民へ県や町の食習慣の実態や課題を伝え、生活習慣病の発症や重症化を予防するために食習慣の改善方法を提供していきます。事業内容としては小学5年生・中学2年生への生活習慣病予防健診を実施します。

主な経費

- ・学童生活習慣病予防健診委託料 467万円
- ・通信運搬費 21万円



骨髄バンクドナー助成事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○骨髄バンクドナー助成事業

14万円

骨髄等移植の推進及びドナー登録の増加を図るため、骨髄又は末梢血管細胞を提供した町民に対し、助成金を交付する。

通院、入院等の日数で1日2万円(1回の限度額:14万円)

主な経費

- ・負担金補助及び交付金 14万円



がん患者アピアランスケア支援事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○がん患者アピアランスケア支援事業

60万円

がん患者のがん治療による外見変貌を補完する補整具(ウィッグ又は乳房補整具)の購入費用の一部を助成することにより、がん患者の心理的・経済的負担軽減及び療養生活の質の向上を図り、社会参加の促進に寄与することを目的とします。

主な経費

- ・扶助費 60万円

健康づくりの推進

予防接種事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○予防接種事業

2億4,558万円

1. 乳幼児や児童・生徒の予防接種

予防接種は、病原体からつくられたワクチンを接種することによって、免疫をつくるものです。大部分の感染症は一度かかると、その病気に対する免疫ができます。同様に感染症の原因となる病原体(ウィルスなど)の毒性を弱めたワクチンを接種することにより、病気にかからないように免疫をつくり、お子さんを感染症から守ることができます。乳幼児や児童・生徒の予防接種は、個別(指定病院)で実施します。対象となるお子さんの保護者へ個別に通知します。

①子どもの予防接種の種類(自己負担はありません)

☆ヒブワクチン

- 対象年齢: 生後2か月～5歳未満(4回～1回)
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 1回当たり経費: 10,550円



☆小児用肺炎球菌ワクチン

- 対象年齢: 生後2か月～5歳未満(4回～1回)
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 1回当たり経費: 13,105円

☆4種混合(D:ジフテリア、P:百日咳、T:破傷風、IPV:不活化ポリオ)

- 対象年齢: 生後2か月～7歳半未満
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数: 初回3回接種後、1年後に1回 ○1回当たり経費: 12,375円

☆5種混合(D:ジフテリア、P:百日咳、T:破傷風、IPV:不活化ポリオ、Hib)

※令和6年4月より開始される、4種混合とヒブの混合ワクチン

- 対象年齢: 生後2か月～7歳半未満
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数: 初回3回接種後、6月から18月の間隔をおいて1回接種
- 1回当たり経費: 21,252円

☆ロタウイルス

- 対象年齢: 出生6週0日後～24週0日後(ロタテックの場合は32週0日後)
- 接種場所: 町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数: 2回(又は3回)
- 1回当たり経費: ロタリックス: 15,785円、ロタテック: 10,758円
- ※接種するワクチンの種類によって対象年齢・接種回数が変わります。

☆BCG(乳幼児結核)

- 対象年齢:生後5か月～1歳未満
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1回 ○1人当たり経費:12,265円

☆MR(麻しん(はしか)・風しん(三日はしか))

- 対象年齢:1期は、1歳～2歳未満。2期は、5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:各年齢とも対象年齢期間中に1回接種
- 1回当たり経費:11,825円
- ※1期・2期の対象年齢時に接種機会を逃した方へ行政措置による助成を行っています。

☆水痘(みずぼうそう)

- 対象年齢:1歳～3歳未満
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:2回接種 ○1回当たり経費:10,065円

☆B型肝炎ワクチン

- 対象年齢:生後2か月～1歳未満
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:3回接種 ○1回当たり経費:7,781円
- ※ただし、母子感染予防の為にB型肝炎ワクチンの投与を受けた方は対象外です。

☆日本脳炎

- 対象年齢:1期3歳～7歳半未満、2期9歳～13歳未満。その他特例措置等。
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1期初回2回・1期追加1回、2期1回
- 1回当たり経費:8,690円

☆DT(ジフテリア・破傷風)2期

- 対象年齢:11歳～13歳未満(小学6年生)
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1回 ○1人当たり経費:5,005円

☆子宮頸がんワクチン

- 対象年齢:中学1年生～高校1年生
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)

健康づくりの推進

○接種回数:2回(又は3回) 接種年齢やワクチンの種類で異なります。

○1回当たり経費:29,700円(9価)、16,775円(2価、4価)

※接種勧奨を控えていた期間に、予防接種の期間を逃した方を対象として、キャッチアップ接種を実施します。対象者及び対象期間は以下の通りです。

・キャッチアップ対象者:平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれ的女性

・キャッチアップ期間:令和4年度～令和6年度の3年間

②高齢者の予防接種

☆高齢者インフルエンザ予防接種

○対象年齢:65歳以上

○接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)

○接種回数:1回 ○接種時期:10月初旬から翌年の2月末日

○1人当たり経費:5,329円

※自己負担額:1,000円。対象者には個別に通知します。

☆高齢者肺炎球菌

○対象年齢:65歳になる方

○接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)

○接種回数:1回 ○1人当たり経費:8,783円

※過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は対象外です。

※自己負担額:4,000円。対象者には個別に通知します。



③成人の方への予防接種

☆風しん抗体検査・予防接種

○対象年齢:昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生の男性

○接種場所:受託医療機関に各自で電話予約をして受けます

○接種回数:抗体検査1回、予防接種1回(検査の結果、十分な量の抗体がない方)

○1人当たり経費:抗体検査6,825円、予防接種10,285円

主な経費

医師への予防接種委託料等 2億4,261万円

予防接種通知の経費(印刷費・郵送費) 208万円

その他の経費 89万円

※予防接種を受けるとその病気にかかりにくくなったり、かかっても重症になることを防ぐことができます。また、受ける方が多ければ多いほど流行を防ぐことができます。そのため、たくさんの方に接種していただけるよう、町では予防接種(高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザを除く)の自己負担を免除し、病気の予防活動につなげています。

宮平保育所運営事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○宮平保育所運営事業

5,202万円

宮平保育所は唯一の町立保育所です。働く保護者に代わってお子さんをお預かりし、家庭や地域社会と連携を図りながら、子どもたち一人ひとりの健康と安全を保障した保育を行っています。就労形態の変化や多様化する保育ニーズに応えるため、地域の子育ての実態を捉えながら子育て支援に努めています。また、特別な配慮を必要とする子どもたちへの適切な支援にも率先して取り組み、養護と教育が一体となった保育環境の下で地域の子どもたちの豊かな人間性を育んでいます。



☆秋のお散歩楽しいな♪



☆こいのぼりみたいに大きくなーれ



☆倉敷ダムで水の生き物探し

○主な経費

職員報酬・給料・職員手当・旅費

3,642万円

日常の保育業務を行う会計年度任用職員(保育士・調理員など)を雇用しています。

給食材料費

592万円

栄養のバランスがとれた園児の給食・おやつ・ミルクの賄材料代です。

光熱水費

264万円

保育所を運営するにあたって必要な電気・水道・ガスの使用料金です。

その他の費用

704万円

保育所を運営するにあたって必要不可欠な行事費、事務用品費、健康診断料、施設の修繕費、電話料金、保険料、衛生管理等経費となります。

子ども・子育て支援の充実

認可保育園事業・補助(保育所運営費)

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○認可保育園事業・補助(保育所運営費)

23億6,748万円

保育所は、乳幼児を持つ保護者が仕事をしていたり、病気や出産などの理由により保育を必要とする場合に、保護者に代わってその乳幼児を保育することを目的とする施設です。近年、核家族の増加や共働き家庭の増加、勤務形態の多様化により保育の需要が高まっています。町では、その要望に応えるために町内法人(認可)保育園16ヶ所及び町在住児童が通う町外認可保育園に対して町から補助金を交付し、保育の充実を図ります。

★Pointチェック!

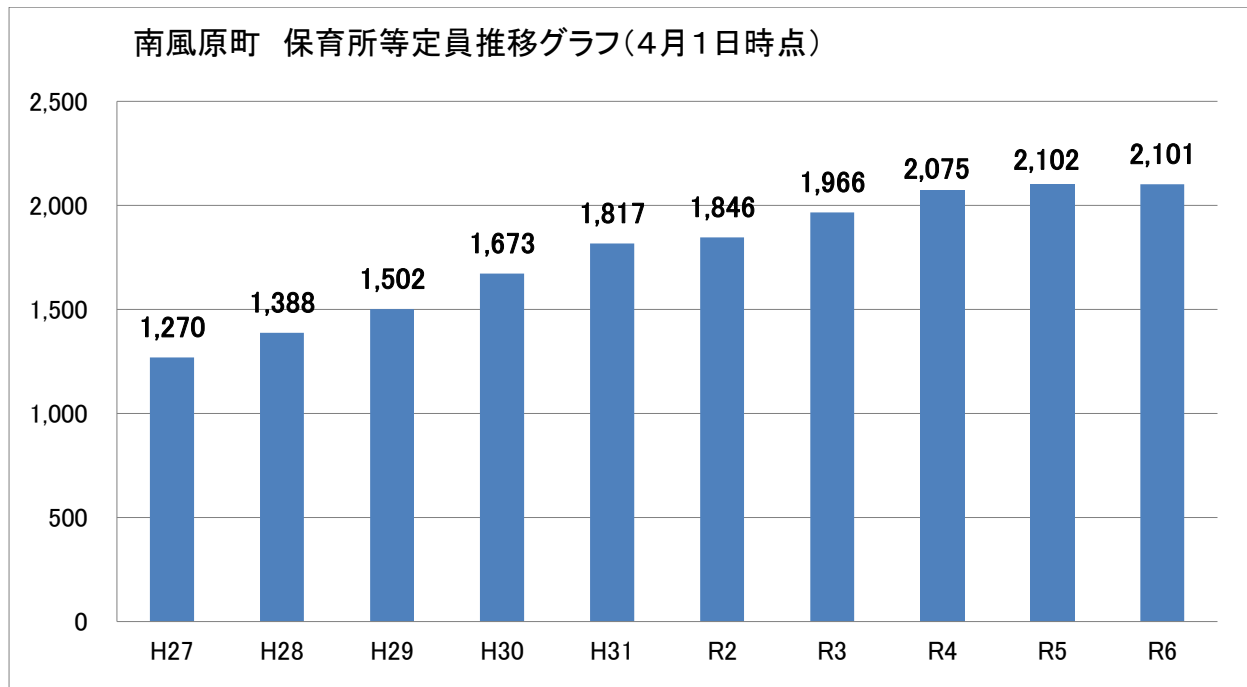
法人(認可)保育園とは園の広さや設備、職員の数や資格、保育内容について国が設けた基準をクリアして認可された保育園です。また、法人(認可)保育園は、保育料の他、国・県・南風原町からの補助を受けて運営しています。

各園への補助金額

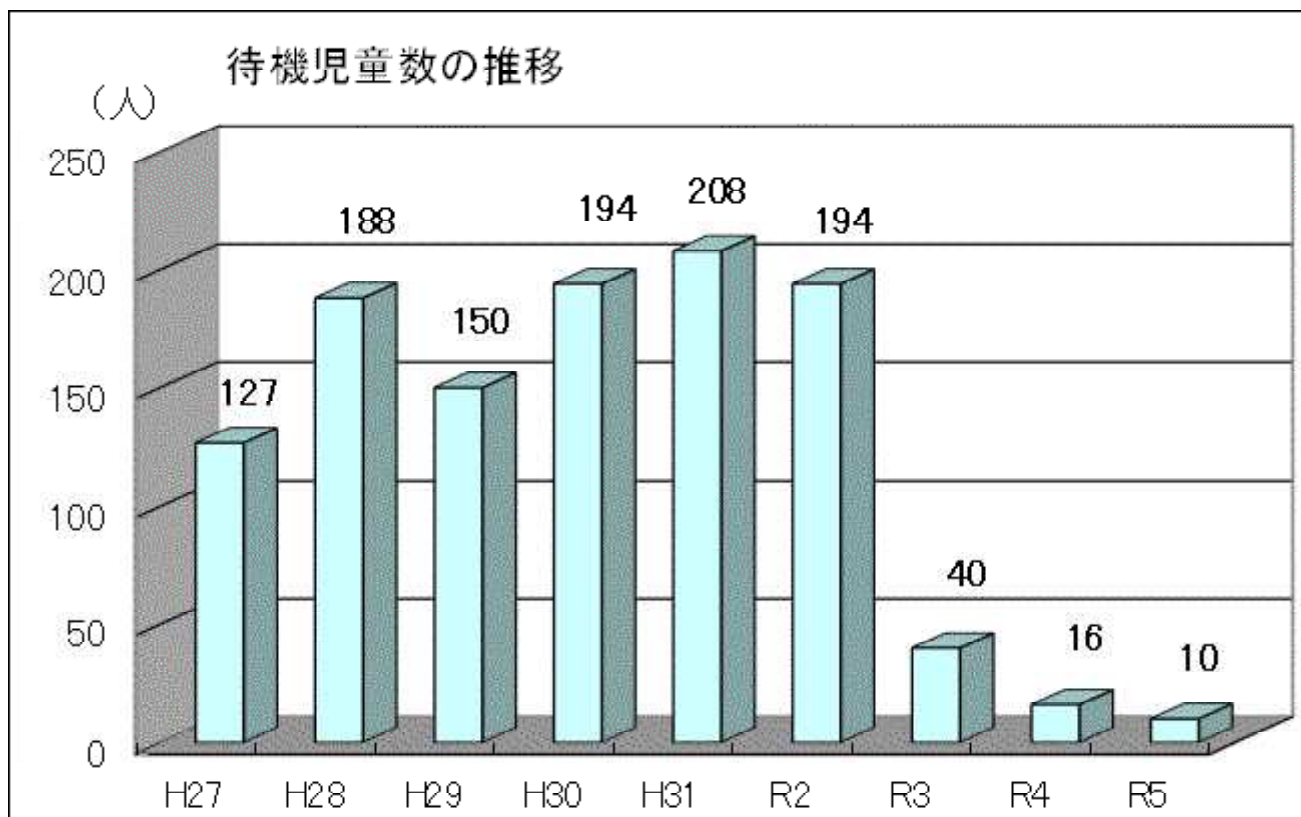
津嘉山保育園	1億8,168万円
かねぐすく保育園	1億3,729万円
南風原はなぞの保育園	1億6,262万円
若夏保育園	1億5,613万円
みつわ保育園	1億5,679万円
さんご保育園	1億8,683万円
はえばる保育園	1億7,746万円
マイフレンズ保育園	1億5,112万円
ていだ保育園	1億6,176万円
なのはな保育園	1億4,857万円
よなは保育園	1億1,775万円
やまがわ保育園	1億3,223万円
ももの木保育園	1億2,151万円
南風原やまびこ保育園	1億192万円
明星保育園	1億4,290万円
よなは第2保育園	1億2,861万円
町外認可保育園	231万円
合 計	23億6,748万円



▲みんなで協力 ♪防災訓練



▲南風原町保育所(園)年度別定員数グラフ
(法人・地域型保育施設、認定こども園(保育認定)合算分)



▲南風原町における待機児童数の推移

子ども・子育て支援の充実

延長保育促進事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○延長保育促進事業

3,102万円

延長保育は、仕事などにより定刻の時間に保育園へ乳幼児の迎えができない保護者に対応するために、午後6時から午後7時まで延長して保育を行う事業です。町内にあるすべての認可保育所・認定こども園、及び小規模保育園2カ所で実施します。町は、延長保育事業に対して法人保育園等へ補助金を交付し保育の充実を図ります。

主な経費

延長保育促進事業補助金 3,102万円

※ 費用割合は国1/3、県1/3、町1/3となっています。



▲生活発表会



▲親子でくちやあそび

発達支援児保育事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○発達支援児保育事業

9,067万円

保育所等で行う保育になじむ子どものうち、健康面、発達面において課題や気になる点がある子どもが集団保育の中で適切な保育を受け、健全な社会性の成長、発達を促すことを目的とする事業です。

町立宮平保育所・認可保育園・認定こども園で実施し、町は発達支援児保育事業を行う法人保育園等に対して補助金の交付します。また令和6年度よりこども課に心理士を配置し、園及び保護者からの相談に迅速な対応ができるような体制で発達支援児保育の充実を図ります。

主な経費

・心理士・宮平保育所(人件費等) 3,559万円

・ティーチャーズトレーニング 16万円

・発達支援児保育事業補助金 5,492万円

※一定の資格を有する保育補者が配置される場合に、一部県から補助があります。



一時保育事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

1,341万円

○一時保育事業

一時預かり(保育)事業は、保護者の仕事、職業訓練、就学等により週3日又は、月15日以内を限度として、断続的に家庭での保育が困難となる児童や、保護者の傷病・災害・事故・出産・看護・介護・冠婚葬祭により、緊急・一時的に家庭での保育が困難となる児童をお預かりする事業です。

町内では、町立宮平保育所や認可保育所2園で実施します。町は一時預かり事業を行う法人保育園に対して補助金を交付して保育の充実を図ります。

■主な経費

宮平保育所運営費

731万円

法人保育園補助金(かねぐすく保育園・みつわ保育園)

610万円

※ 費用割合は国1/3、県1/3、町1/3となっています。



▲絵本に夢中



子ども・子育て支援の充実

認可保育園事業・町単独事業

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○認可保育園事業・町単独事業

878万円

認可保育園事業・町単独事業は、待機児童の解消に向けた保育士確保を図るため、新たに認可保育所等に就職し、一定期間継続勤務した保育士に対し、保育士就職支援一時金を交付します。また、保育所等において行われる発達支援児保育事業の円滑な実施を図るため、巡回指導員等の報償費を支出しております。

1. 保育士等就職支援一時金 800万円
新たに認可保育園等に就職した保育士に、1人あたり年10万円を交付します。
2. 発達支援児保育巡回指導員・措置会議謝礼金、講師謝礼金など 78万円



▲ムーチャーづくり 「おいしそう♪」



▲プール遊びたのしいな！

★Pointチェック！

認可保育所：沖縄県が定めた基準(保育室面積・保育士数など)を満たし、県から認可された保育園を認可保育園といいます。(町立の宮平保育所を含めて、町内には現在17園あります)。

地域型保育事業所：南風原町が定めた設備などの基準を満たし、町から認可された事業所を地域型保育事業所といいます。(町内には事業所内保育施設1箇所、小規模保育施設5箇所があります)。

地域型保育事業・補助

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○地域型保育事業・補助(事業所内保育・小規模保育運営費)

2億3,765万円

地域型保育事業(事業所内保育・小規模保育)は、平成27年度より施行された子ども・子育て支援制度に伴い市町村が設置認可・確認を行い、待機児童の多い0歳児から2歳児を受け入れる施設です。

事業所内保育事業は、事業所の所在地の各市町村が設置認可・確認した事業所内保育所にて、従業員の児童以外に地域の待機児童の受け入れを行い、待機児童の解消を図っています。

小規模保育事業は、南風原町が設置認可・確認した小規模保育事業所にて6人以上19人以下の児童の受け入れを行い、待機児童の解消を図っています。

事業所内保育所・小規模保育事業所は、保護者からの保育料及び国・県・南風原町からの補助を受けて運営しています。

《主な経費》

事業所内保育所・小規模保育事業所運営費 2億3,765万円

(財源内訳)

国庫支出金	1億3,829万円
県支出金	4,968万円
町負担	4,968万円

《対象施設》 (以下は令和5年度実績です)

・事業所内保育事業所

- ①よいサマリヤ人保育園(町内)
- ②ビンプ保育園(那覇市)
- ③きらら保育園(八重瀬町)
- ④いずみの森保育園(那覇市)
- ⑤とよみキッズANNEX(豊見城市)
- ⑥ふたば保育園(豊見城市)
- ⑦津山ひまわり園(糸満市)
- ⑧チャイルドハウス西崎ネクスト(糸満市)



▲ハロウィン♪仮装でハイチーズ

・小規模保育事業所

- ①めだか保育園
- ②くわの実保育園
- ③たいようのおか保育園
- ④ぱすてる保育園つかざん園
- ⑤ひまわり保育園

子ども・子育て支援の充実

保育対策総合支援事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○保育対策総合支援事業

1億2,793万円

1. 保育体制強化事業 3,108万円

保育体制強化事業は、保育士資格を有しない子育て経験者などの地域の多様な人材を、保育に係る周辺業務(遊具等の消毒・清掃、給食・寝具などの準備や片付け、園外活動時の見守りなど)に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時の安全管理を図る事業です。

町内では、認可保育所16園及び、地域型保育施設6園で実施します。町は保育体制強化事業を行う法人保育園などに対して補助金を交付して保育現場の充実を図ります。

※ 費用割合は県3/4、町1/4となっています。

2. 保育補助者雇上強化事業 8,416万円

保育補助者雇上強化事業は、保育士資格を有しない保育補助者を雇い上げる事により、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、その保育補助者に対して保育士資格の取得を促し、保育人材の確保を行う事業です。

町内では、認可保育所16園、地域型保育施設6園で実施します。町は保育補助者雇上強化事業を行う法人保育園などに対して補助金を交付して保育現場の充実を図ります。

※ 費用割合は県7/8、町1/8となっています。

3. 保育士宿舎借り上げ支援事業 930万円

保育士宿舎借り上げ支援事業は、保育所等に採用されて5年以内の常勤保育士に対して、宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することにより、就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備する事業です。

町内では、認可保育所8園、地域型保育施設2園で実施します。町は保育士宿舎借り上げ支援事業を行う法人保育園などに対して補助金を交付して保育現場の充実を図ります。

※ 費用割合は国1/2、町1/4、事業者1/4となっています。

4. 認可外保育施設衛生・安全対策事業 16万円

認可外保育施設衛生・安全対策事業は、認可外保育施設に勤務する保育従事者及び調理担当職員に対して、定期的な健康診断(労働安全衛生規則第44条)の実施を推進するための費用(上限8千円/1人あたり)の全部又は一部を支援する事業です。

町は認可外保育施設衛生・安全対策事業を行う認可外保育施設に対して補助金を交付し、職員の健康管理の向上と保育施設の衛生管理の充実を図ります。

※ 費用割合は県2/3、町1/3となっています。

5. 保育所等におけるICT化推進事業補助金 98万円

保育所等におけるICT化推進事業は、保育所等の保育士の業務において負担となっている書類作成等の業務について、ICT化を推進するための保育業務支援システムの導入に必要な費用の一部を補助することにより、保育士の業務負担軽減を図る事業です。

町内では、認可保育所1園で実施します。

※ 費用割合は国1/2、町1/4、事業者1/4となっています

6. 保育環境改善等事業補助金(安全対策) 225万円

保育環境改善等事業(安全対策)は、安全対策として、主に0～2歳児の睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入費を補助する事業です。町内では、認可保育所4園、地域型保育施設2園で実施します。

※ 費用割合は国1/2、町1/4、事業者1/4となっています。



▲うみ！ ♪



▲はえるん達といっしょ ♪

子ども・子育て支援の充実

待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)

(担当:民生部 こども課 課長:儀間 博嗣)

○待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)

1,296万円

待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)は、あらかじめ年度当初から保育士の配置基準を超えた加配保育士を配置することで、年度途中に発生する0、1、2歳児入所児童の受け入れの促進及び円滑化を図り、待機児童を解消する事業です。

町内では、認可保育所6園、地域型保育施設1園で実施します。町は待機児童対策特別事業(保育士特別配置等支援事業補助金)を行う法人保育園に対して補助金を交付して0、1、2歳児受け入れの充実を図ります。

※ 費用割合は県9／10、町1／10となっています。



▲楽しいクリスマス会♪



▲体育館で運動会！

母子父子家庭医療費助成事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○母子父子家庭医療費助成事業

1,410万円

18歳未満の児童を扶養している母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成し母子父子家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。

(但し、所得制限がありますので、医療費の助成を受ける場合は毎年現況届を提出し、受給資格者証の更新が必要です。)

医療費助成の範囲

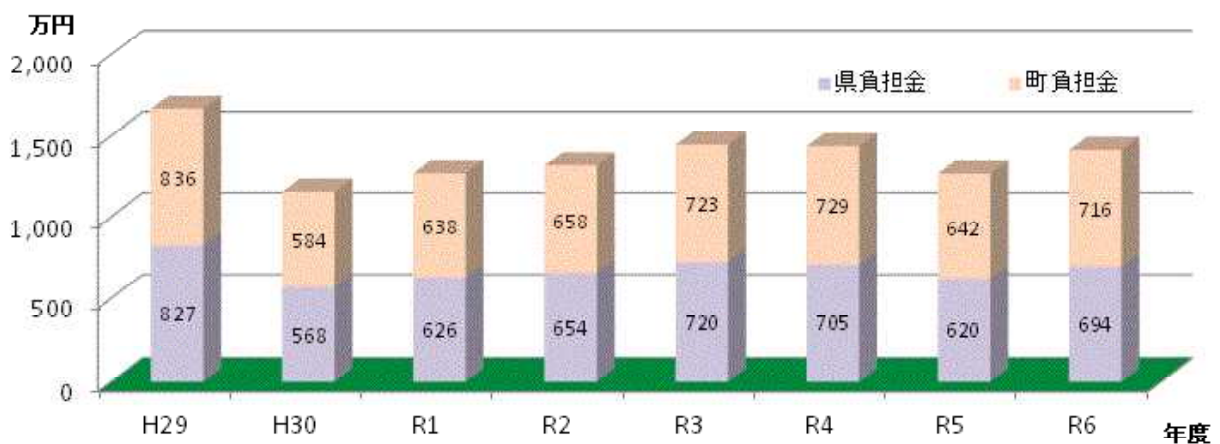
医療費の自己負担分から、一部負担金を控除した額が対象となります。

(但し、医療保険各法の規定による高額療養費及び附加給付、他の法律等で負担する分を控除した額となります。)

一部負担金とは…

通院…1ヶ月1保険医療機関につき1,000円

母子父子家庭医療費助成事業年度別当初予算グラフ



※2分の1は県負担金

主な経費

○自動償還に伴う事務手数料 21万円

○母子父子家庭医療費助成金 1,389万円

※母子父子家庭医療費助成金1,410万円のうち県が694万円を負担しています。

子ども・子育て支援の充実

こども医療費助成事業

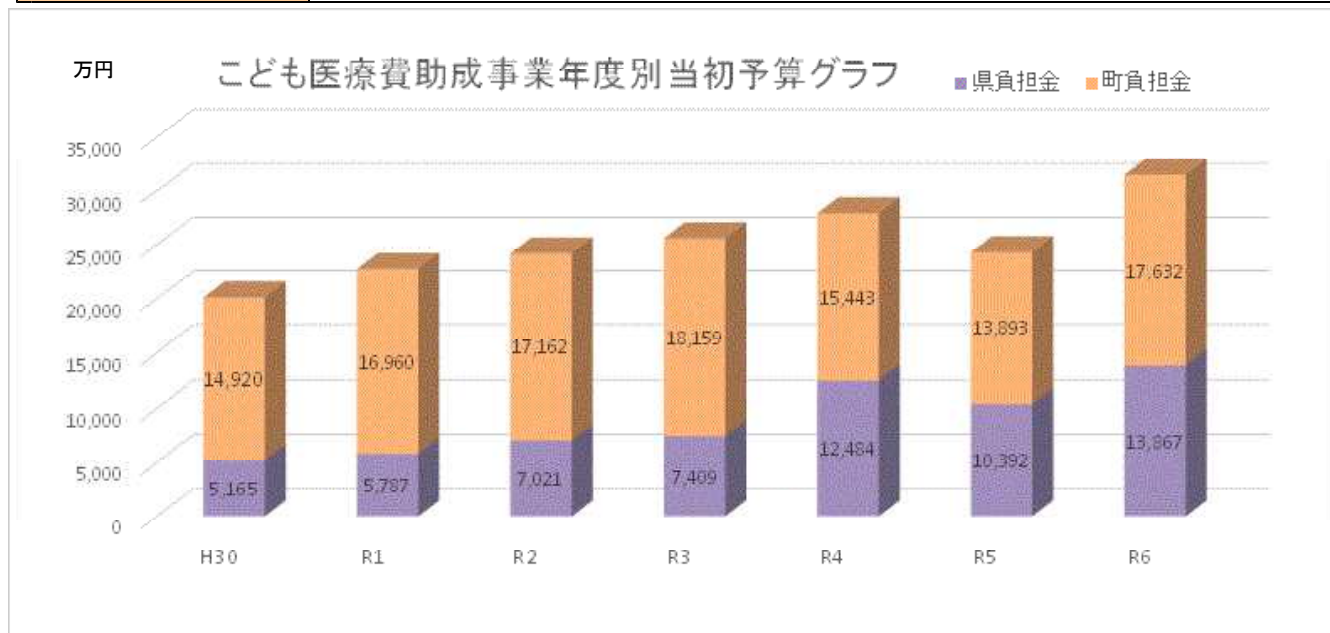
(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○こども医療費助成事業

3億1,499万円

こども達の健やかな成長に役立てるために、町内在住の高校生卒業年齢までのこどもに対し、医療費の助成を行います。なお、助成を受けるためには、「受給資格者証」の申請が必要です。

助成対象年齢	0歳～高校生卒業年齢まで
通院	全額助成
入院	全額助成



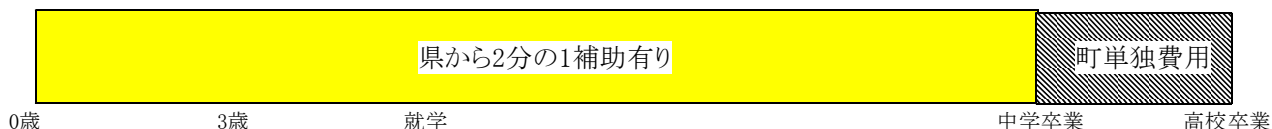
主な経費

- ・受給資格者証等印刷製本費 2万円
- ・現物給付(窓口無料方式)及び自動償還に伴う事務手数料等 722万円
- ・こども医療費助成金 3億775万円

※こども医療費助成金は県が1億3,867万円を負担しています。

0歳～中学卒業までのこども医療費助成金は、県から2分の1の補助有り。

高校生対象年齢者の医療費については、すべて町の単独費用。



子供の貧困緊急対策事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○子供の貧困緊急対策事業

5,355万円

1. 町内に子どもの居場所として「子ども元気ROOM」、若年妊産婦の居場所として「ママ笑ROOM」のそれぞれ1ヶ所を設置し、事業を実施しております。また、こども課に「子ども元気支援員」を3人配置し、支援を必要とする子どもたちや若年妊産婦の基礎調査を行うと共に、居場所へ繋いだり状況の見守りを行い、子どもの孤立(貧困)対策事業に取り組んでいます。

主な経費	子ども元気支援員報酬等	1,007万円
(国庫補助有り)	子ども元気ROOM事業委託料	4,299万円
	庁費(車両レンタル費、役務費等)	49万円

病児保育事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○病児保育事業

1,050万円

児童が病気の治療中又は回復期にあり、保護者が就労等のため自宅での保育が困難な場合に児童を病院・診療所等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業です。保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ります。利用する場合は、事前に役場こども課又はわんぱくクリニックにて登録が必要です。

病児保育委託費 1,050万円



▲アンパンマンあそび♪

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

実施施設	住所・電話番号
小児科 わんぱくクリニック 「病児保育 わんぱくルーム」	字津嘉山1490番地 メディカルプラザつかざん2F TEL:098-888-1234

はえばる 病児保育

検索



で検索をお願いします！

子ども・子育て支援の充実

児童館運営事業・単独

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○児童館運営事業・単独

3,954万円

児童館は18歳未満の子どもなどを対象とし、遊びや生活の援助と地域における子育て支援により、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする施設です。町内には4つの児童館(北丘、兼城、本部、津嘉山)があり、管理運営は、12名(各児童館3名)の児童厚生員(補助員含む)が行います。児童厚生員は、様々な研修や県内各地の児童館などと情報交換を行い、よりよい児童館づくりや児童の健全育成を行っています。

■児童館行事

1. 体験活動

北丘児童館: チャンバラ教室、小物作り他

兼城児童館: 英語教室、卓球教室他

本部児童館: 芸術鑑賞、クッキングクラブ他

津嘉山児童館: 手芸教室、昔遊び体験他

2. 館外活動

自然観察、乗船体験、首里城見学他

3. その他

地域清掃活動、季節行事、お楽しみ会他

「兼城児童館 ハロウィンパーティー」



■主な経費

1. 職員報酬……2,086万円

2. 職員手当……740万円

3. 報償費等……77万円

体験活動の講師謝礼金等

4. 需用費……351万円

消耗品購入や光熱水費、設備の修繕等の経費

5. 役務費……72万円

利用児童がけがをした場合等の保険料や

水質検査、通信にかかる経費

6. 委託料……378万円

夜間警備や消防用設備点検等の設備管理に関する経費

7. 使用料……36万円

8. 工事請負費……130万円

エアコンの取替にかかる経費

9. 備品購入費……80万円

10. 負担金等……4万円

「津嘉山児童館 ベル演奏会」



放課後児童クラブ事業(学童保育事業)・補助

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○学童保育事業・補助

3億2,174万円

1. 学童クラブ補助金 3億384万円

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、一定の条件を満たした放課後児童健全育成事業を実施している学童クラブに対し、町から補助金を助成し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。学童クラブの運営に係る費用のほか、支援員の人件費の上乗せや障がい児の受入、送迎などの実施状況により、補助額が加算されます。

費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

【学童クラブ別補助額一覧】

1	みやび学童クラブ	1,045万円	14	第2ドルチェ学童クラブ	921万円
2	よなは学童クラブ	1,296万円	15	正道スマイリークラブ	1,466万円
3	よなは第2学童クラブ	1,446万円	16	いこい学童クラブ	1,486万円
4	北丘学童クラブ	1,015万円	17	いこい第2学童クラブ	1,354万円
5	第2北丘学童クラブ	841万円	18	翔南学童クラブ	1,028万円
6	学童クラブVI-VA	848万円	19	みつわ学童クラブ	1,438万円
7	学童クラブVI-VAぷらす	848万円	20	学童クラブうーまく家	1,336万円
8	こもれば学童	1,314万円	21	竹の子学童クラブ	1,033万円
9	いろは学童クラブ	1,011万円	22	第二竹の子学童クラブ	1,278万円
10	みつば学童クラブ	1,028万円	23	津嘉山学童クラブ	971万円
11	キッズクラブ カナカナ	1,001万円	24	津嘉山うむさ学童クラブ	1,319万円
12	キッズクラブ Linkリンク	1,123万円	25	桃の木学童クラブ(新設)	1,450万円
13	ドルチェ学童クラブ	1,007万円	26	かなさ児童クラブ(新設)	1,481万円

【事業別補助額】

●放課後児童健全育成事業(運営費補助) 1億6,066万円

一定の基準を満たす学童クラブへの運営に係る費用の補助

●障害児受入推進事業 4,420万円

障がい児のいる学童クラブに専門知識等を有する支援員等を配置する為の人件費の補助。

●放課後児童支援員等処遇改善事業 5,991万円

支援員の処遇改善に取り組むとともに18時半を超えて学童保育事業を実施している学童クラブへの支援員の処遇改善に必要な費用の補助



↑キッズクラブ カナカナ

子ども・子育て支援の充実

●送迎支援事業 110万円

児童の安全・安心を確保するために実施している、車両送迎に必要な燃料費の補助

●運営支援事業(家賃補助) 2,068万円

保護者の利用料負担軽減及び、学童クラブ運営の安定化を図るため、民家やアパート等を借用して平成27年度以降に新たに開所した学童クラブの家賃の補助

●学童クラブ障害児受入強化推進事業 600万円

3人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受け入れに必要な専門知識等を有する支援員等を配置する為の person 費の補助

●放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業 1,129万円

学童クラブで働く職員の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げる為の person 費の補助



↑ 学童クラブVI-VA

2. 学童クラブICT化推進事業補助金 1,300万円

学童クラブにおいて、業務のICT化を行うためのシステム導入に要した初期費用の補助を行います。1クラブ(支援)につき、1回のみ活用できる補助です。

費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

3. 学童クラブ支援員等資質向上研修事業 90万円

学童クラブの職員が子ども達を見守るために必要な知識や技術の習得、課題や事例を共有するための研修を行うことにより、職員の資質の向上を図ります。

費用は国・町でそれぞれ1/2ずつ負担しています。

研修コース: 共通、初任、中堅・主任、障がい児担当研修

研修内容: 児童クラブ環境整備、学童保育の目的と役割、安全対策等

4. 放課後児童クラブへの巡回支援事業 400万円

学童クラブにおいて、子どもが安全・安心に過ごすことができ、子どもへの質の高い支援を確保するための助言・指導等を行うことを目的として、巡回アドバイザーを設置します。

費用は国・町でそれぞれ1/2ずつ負担しています。

放課後児童の居場所づくり支援事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○放課後児童の居場所づくり支援事業

3,088万

保護者の利用料負担軽減及び、学童クラブ運営の安定化を図るため、沖縄振興特別推進交付金を活用し、民家やアパート等を借用して、平成26年度以前から運営を行っている学童クラブに対して一ヶ月255,500円を上限とする家賃補助や、学童クラブが、生活保護世帯及びひとり親家庭、非課税世帯に対し学童保育料を減免した金額の補助(利用児童一人につき保育料の半額補助(月額上限5,000円))を行います。

また、令和6年度からは、クラウドシステムを導入し、児童の入退所や職員の出退勤などのICT化を図ることで、更なる学童クラブ運営の安定を目指します。

1. 学童クラブ家賃補助金 1,989万円

※補助対象 13支援クラブ

みやび学童クラブ、よなは学童クラブ
北丘学童クラブ、学童クラブVI-VA
学童クラブVI-VAぷらす、いろは児童クラブ
みつば児童クラブ、キッズクラブカナカナ、
ドルチェ学童クラブ、第二ドルチェ学童クラブ、
翔南学童クラブ、竹の子学童クラブ、
津嘉山学童クラブ

↓みつわ学童クラブ



2. 学童クラブ保育料減免補助金 780万円

※補助対象 26支援クラブ(全学童クラブ)

学童保育料の半額(上限5,000円)の補助 5,000円×130人×12ヶ月

3. 学童クラウドシステム委託料 319万円

学童クラブの質の向上及び運営の平準化を図り、安心して児童を預けられる環境を整えるために、児童の入退室所管理や施設情報及び業務報告等を行うことが出来るクラウドシステムを導入し、活用します。



正道スマイリークラブ →

子ども・子育て支援の充実

ファミリーサポートセンター事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○ファミリーサポートセンター事業

661万円

ファミリーサポートセンターは、子育ての援助をしてほしい人(おねがい会員)と子育てのお手伝いができる人(サポート会員)が会員登録し、有償でお互い地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の相互援助活動を行う事業です。会員の登録、講習会等の実施、サービスの実施など相互援助活動がスムーズに行われるよう様々なサポートを行うとともに、安心して子育てができるよう仲介・調整を行い、子育て世代の福祉の向上を図っています。

【主な援助の内容】

- ①保育施設等の保育開始時間前や保育終了後の子どもを預かること
- ②保育施設等までの子どもの送迎を行うこと
- ③学童保育終了後に子どもを預かること
- ④子どもが軽度の病気の時に預かること
- ⑤冠婚葬祭又は行事等の時に子どもを預かること
- ⑥保護者の病気の時、急用がある時に子どもを預かること

主な経費 ファミリーサポートセンター事業委託料 661万円

※ 費用負担は国1/3、県1/3、町1/3となっています。

○令和6年3月末現在会員数

おねがい会員 423人、サポート会員 119人、どっちも会員 58人 合計 600人

★ファミリーサポートセンターについてのお問い合わせ 889-3327(町社会福祉協議会)

ファミサポ はえばる

検索



で検索をお願いします！

地域子育て支援拠点事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○地域子育て支援拠点事業

3,027万円

地域子育て支援拠点事業とは、保育所等の地域の身近な場所で、子育て家庭が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供・助言、子育てサークルなどへの支援や地域の保育需要に応じた支援を行う事業です。

主な経費

宮平保育所運営費 435万円

法人保育園補助金

(かねぐすく保育園・津嘉山保育園、
よなは第2保育園) 2,592万円



▲サンタクロースからプレゼントもらったよ♪

※費用割合は国1/3、県1/3、町1/3となっています。

子ども・子育て支援の充実

児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○児童手当事業

10億9,440万円

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に対し、以下の金額を支給する制度です。

※令和6年10月分から制度改正に伴い、対象年齢及び児童手当の額が変更になります。

児童手当の額

【令和6年9月分まで】

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上～ 小学生年齢	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生年齢	一律 10,000円

【令和6年10月分から】

児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満 (第1子・第2子)	15,000円
3歳以上～ 高校生年齢 (第1子・第2子)	10,000円
全年齢 (第3子以降)	30,000円

【費用負担内訳】

	国庫負担金	県負担金	町負担
割合	70%	15%	15%
金額	7億5,919万円	1億6,524万円	1億6,525万円

※費用負担割合も令和6年10月分より変更有り。

【児童手当事業費】

消耗品費 1万円 印刷製本費 12万円

通信運搬費 104万円 児童手当費 10億8,968万円

【制改正関係費】

令和6年10月分から制度が改正されることに伴って発生する費用 355万円

(会計年度職員報酬、システム改修費 等)

○児童扶養手当事業

父母の離婚等で、父親や母親と生計を共にできない児童(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)が育成される家庭(ひとり親家庭など)に以下の金額を支給する制度です。

なお支給は沖縄県がおこなうため、町においての予算はありません。

子ども・子育て支援の充実

区分	全部支給(月額)	一部支給(月額)
児童が1人の場合	45,500円	45,490円 ～ 10,740円
児童2人目の加算額	10,750円	10,740円 ～ 5,380円
児童3人目以降の加算額 (1人につき)	6,450円	6,440円 ～ 3,230円

※手当額は、所得等に応じて減額・支給停止になります。

児童扶養手当 認定世帯数(各年8月現在)

区分	死別	離別	未婚の母	障害(父)	重複	遺棄	その他	計
令和3年	7	512	60	6	22	0	0	607
令和4年	11	526	59	7	23	0	2	628
令和5年	12	536	70	7	16	0	1	642

○特別児童扶養手当事業

身体や精神に障害がある20歳未満の児童を養育している人に以下の金額を支給する制度です。なお支給は沖縄県がおこなうため、町においての予算はありません。

1級の児童1人(月額)	2級の児童1人(月額)
55,350円	36,860円

※手当は、所得等に応じて支給停止になる場合があります。

特別児童扶養手当 認定支給対象児童数(各年12月現在)

区分	外部障害	内部障害	知的障害	精神障害	知的+精神	重複	計
令和3年	19	23	61	151	76	4	334
令和4年	17	22	56	176	93	7	371
令和5年	21	19	61	202	92	6	401

認定こども園事業・補助

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○認定こども園事業・補助

1億1,621万円

認定こども園は、教育を必要とする満3歳から小学校就学前の児童(1号認定児童)と保護者が就労、病気や出産などを理由に保育を必要とする小学校就学前の児童(2号・3号認定児童※)を受入れ、幼児教育・保育を一体的に行う施設であり、幼稚園と保育所(園)の両方の良さを持った施設です。

南風原町内にはこれまで認定こども園はありませんでしたが、平成31年度より開邦幼稚園が私立幼稚園から認定こども園へ移行しました。令和3年度からは2歳児の受入れも開始しました。

認定こども園の運営は、保護者からの保育料及び国・県・南風原町からの補助を受けて行われています。

《主な経費》

施設型給付費(認定こども園運営費)	1億1,621万円
(財源内訳)	
国庫支出金	5,112万円
県支出金	2,441万円
町負担	4,068万円

《対象施設》 (以下は令和5年度実績です)

- ①開邦幼稚園(町内)
- ②光の子幼稚園(那覇市)
- ③相愛幼稚園(那覇市)
- ④ナザレ幼稚園(那覇市)
- ⑤聖マタイ幼稚園(豊見城市)
- ⑥童夢認定こども園(那覇市)
- ⑦善隣幼稚園(西原町)
- ⑧津山幼稚園(糸満市)
- ⑨かぐらこども園(那覇市)
- ⑩米須こども園(糸満市)
- ⑪あおぞらこども園(南城市)
- ⑫識名さつき認定こども園(那覇市)
- ⑬愛心こども園(那覇市)
- ⑭第2愛心こども園(那覇市)
- ⑮ポプラこども園(那覇市)
- ⑯わかば認定こども園(那覇市)
- ⑰ゆたか認定こども園(豊見城市)
- 他 8園



▲ まちをきれいに！きもちいい～

子ども・子育て支援の充実

幼児教育・保育無償化事業

(担当: 民生部 こども課 課長: 儀間 博嗣)

○幼児教育・保育無償化事業

3,305万円

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる利用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び市町村民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象に幼児教育・保育の無償化を実施します。

【対象者】

- ・3歳児クラス～5歳児クラスのすべての子ども
- ・満3歳で幼稚園や認定こども園(教育認定)へ入園した子ども
- ・0歳児クラス～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子ども

【対象範囲】

- ・保育所、認定こども園の保育料: 上限額なし(保育料全額無償化)
- ・幼稚園の保育料: 月額25,700円までの範囲で無償化
- ・認可外保育施設等の保育料: 0～2歳児クラス: 月額42,000円までの範囲で無償化
3～5歳児クラス: 月額37,000円までの範囲で無償化
- ・預かり保育料: 月額上限11,300円までの範囲で無償化(日額450円)



【主な経費】

- | | |
|----------------------------|---------|
| ・会計年度任用職員報酬(※期末手当、通勤手当等含む) | 524万円 |
| ・通信運搬費等 | 26万円 |
| ・子育てのための施設等利用給付費 | 2,755万円 |

※上記の費用は、国1/2、県1/4、町1/4負担しています。

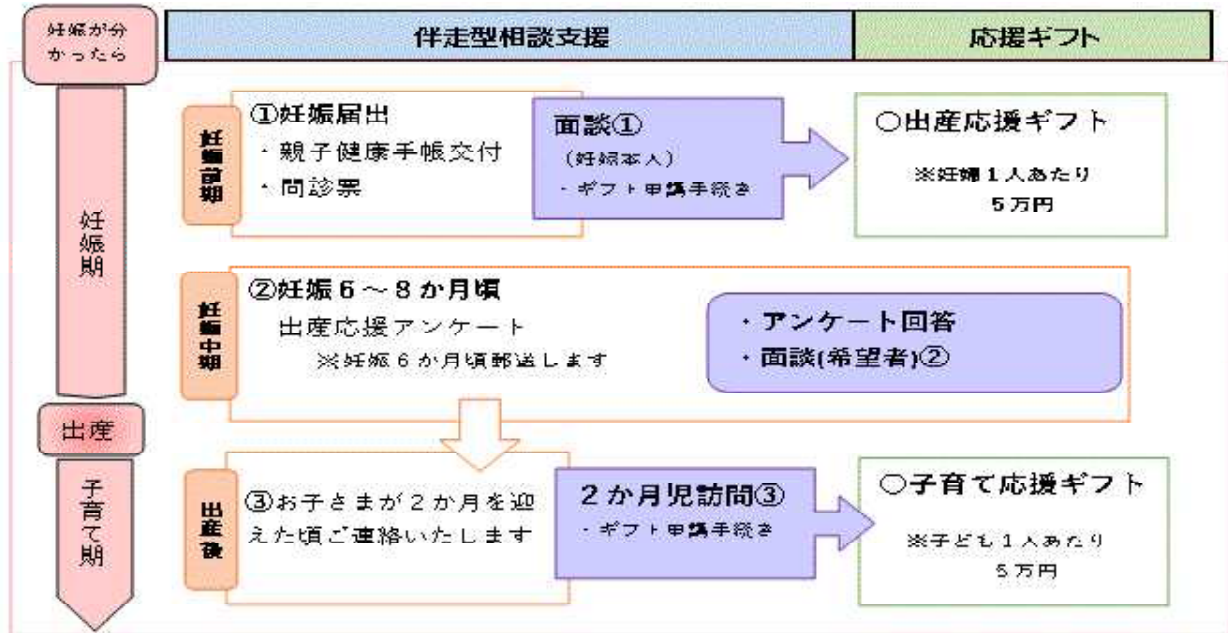
出産・子育て応援事業

(担当: 民生部 国保年金課 課長: 高良 星一郎)

○出産・子育て応援事業

7,333万円

国の施策に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と応援ギフトの給付を一体として実施します。



主な経費

出産・子育て応援給付金	6,075万円
会計年度任用職員報酬	725万円
その他の経費	533万円

障がい者(児)・高齢者支援の充実

包括的支援事業

(担当:民生部 保健福祉課 課長:大城 あゆみ)

○包括的支援事業

4,607万円

1. 地域包括支援センター 【3,736万円】

地域包括支援センターは、介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者およびその家族からの相談や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援等を行う高齢者の総合的な相談支援の拠点です。

- 具体的には
- ① 高齢者に関する介護・保健・福祉・医療等の総合相談。
 - ② 高齢者虐待への対応、成年後見制度の利用促進、困難事例の対応等権利擁護に関する支援。
 - ③ 要支援1, 2と認定された方・基本チェックリスト該当者のケアプラン作成。
 - ④ 関係機関との調整や、ケアマネジャーの支援。
 - ⑤ 地域ケア会議の開催

主な経費

地域包括支援センター運営費	3,393万円
包括支援センターシステムに係る経費等	295万円
地域ケア会議講師謝礼金	48万円



2. 在宅介護支援センター運営事業(地域型) 【867万円】

在宅介護支援センターは、高齢者が住みなれた町で安心して暮らしていけるように、介護・保健・福祉の相談などを行う身近な相談窓口です。

各種福祉サービスが利用できるように、地域包括支援センターと連携をとりながら「介護の予防」と「生活の支援」に重点を置いて支援を行います。

- 具体的には
- ① 自宅での介護に関する相談を行います。
 - ② 介護サービスを受ける為の利用手続きをお手伝いします。
 - ③ 保健・福祉・介護サービス等の紹介をします。
 - ④ 介護保険に該当しない方々への生活支援サービスを紹介します。
 - ⑤ 高齢者の生活状況を把握し課題の早期発見・解決の支援を行います。

主な経費

在宅介護支援センター運営事業委託料 (町社会福祉協議会へ委託)	867万円
------------------------------------	-------

3. 地域包括ケア推進協議会 【4万円】

地域包括支援センターの適切な運営に関する事項等や福祉事業の円滑な推進のため推進協議会を設置しています。

主な経費

地域包括ケア推進委員謝礼金	4万円
---------------	-----

障がい者（児）・高齢者支援の充実

生活支援体制整備事業

（担当：民生部 保健福祉課 課長：大城 あゆみ）

○生活支援体制整備事業

1,358万円

高齢者の生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的に、生活支援サービスのコーディネート機能を担う生活支援コーディネーターの配置及び協議体を設置しています。

1. 生活支援コーディネーターの配置（町社会福祉協議会及び千尋会に委託）

生活支援コーディネーターは、町社会福祉協議会に2名、千尋会に1名配置し、民間企業やボランティア、自治会、社会福祉協議会等、地域の多様な社会資源を活用しながら取組みのコーディネート機能を担い、地域での一体的な活動を推進します。具体的に以下の業務を行います。

①資源開発

- ・地域に不足する生活支援サービス、支援の創出
- ・サービスや生活支援の担い手の養成
- ・元気な高齢者が担い手として活動する場の確保等

②ネットワーク構築・関係者間の情報共有

- ・関係者間の情報共有
- ・サービス提供主体間の連携体制づくり等

③ニーズと取組のマッチング

- ・地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング等

2. 協議体の設置

生活支援コーディネーターと協力しながら、多様な生活支援サービスの提供主体等と定期的な情報共有及び連携・協働による新たな生活支援サービスの創出を行うネットワークの場として「協議体」を運営します。

主な経費 生活支援コーディネーター委託料等 1,358万円

障がい者(児)・高齢者支援の充実

3. 介護用品支給事業 【70万円】

自宅で高齢者を介護している家族の負担を軽減し要介護者の家庭生活の継続と向上を図るため介護用品を支給します。(介護保険第2号被保険者で特定疾病に該当する者を含みます)

主な経費 介護用品消耗品費 70万円

対 象 者 : 本町に住所があり、要介護4又は5に相当し、町民税非課税世帯で自宅に住む高齢者などを介護している家族。(入院中は給付を受けることができません)

給付の方法 : 町に申請して給付券を受取り、町が指定した薬局で給付券を提示し必要な用品と交換します。

給 付 額 : 1人あたり年額10万円(上限)

用品の種類 : 紙おむつ、尿とりパット、消臭剤等

4. 南風原町介護者の会(にじの会)補助金 【10万円】

にじの会は、在宅で家族を介護している方等が会員となって組織する当事者団体です。

会員相互の交流をはじめ、介護に関する情報交換及び福祉制度・サービスに関する学習会等をととして介護者の心身リフレッシュや介護負担の軽減を図ることで「よりよい介護」を目指した様々な事業・活動を実施しています。

主な経費 南風原町介護者の会(にじの会)補助金 10万円

認知症施策推進事業

(担当:民生部 保健福祉課 課長:大城 あゆみ)

○認知症施策推進事業

670万円

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症の容体の変化に応じ、すべての期間を通じて必要な医療・介護などが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築することを目的に事業を推進します。

1. 認知症地域支援推進員の配置 【645万円】

地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図る為の取り組みを推進するための、中心的な役割として認知症地域支援推進員2名の配置を行います。具体的には以下の業務を行います

- ①認知症の方やその家族を支援する相談や関わり方の指導
- ②認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ③認知症の容態に応じた適時適切な医療・介護等の提供

主な経費 看護師嘱託員報酬等(認知症地域支援推進員) 645万円

障がい者(児)・高齢者支援の充実

2. 認知症初期集中支援チームの設置 【9万円】

専門医・専門職で構成するチームで、認知症の方やその家族に早期に関わり、認知症の早期診断・対応に向けて支援を行う事業です。

主な経費 認知症初期集中支援チーム等謝礼金 9万円

3. 認知症カフェ 【16万円】

認知症の方や家族、地域住民が認知症について学び、交流する場を作ります。

主な経費 講師謝礼金等 16万円

介護予防事業

(担当:民生部 保健福祉課 課長:大城 あゆみ)

○介護予防事業

4,668万円

1. 一般高齢介護予防通所事業(地域型) 【1,593万円】

地域の公民館・集会所・ちむぐる館(中央型)を拠点にして健康チェック・レクリエーション・介護予防運動・趣味活動(グラウンドゴルフ、健康講話、手工芸など)を提供し、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加を促進し、社会的孤立感の解消や自立した生活の支援を行います。

主な経費 一般高齢介護予防通所事業委託料 1,593万円
18の自治会で実施しています。

実施施設 : 「各自治公民館・集会所」



▲地域ミニデイサービスのようす(喜屋武)



▲中央型ミニデイのようす(ちむぐる館)

2. 食の自立支援サービス事業(配食サービス) 【258万円】

自宅で生活する高齢者が健康で自立した生活を送ることができるために、栄養バランスのとれた食事を届け、高齢者の食生活の確保と健康の維持を図ると共に、安全の確認をするなど生活の支援を行います。

障がい者（児）・高齢者支援の充実

主な経費	食の自立支援サービス事業委託料	258万円
対象者	： おおむね65歳以上の単身高齢者、高齢者のみの世帯やこれに準ずる世帯の高齢者等かつ調理が困難な方で支援が必要だと認めた方。	
内 容	： 月曜から金曜、昼食、夕食で必要な範囲で決定。（年末年始除く）	
利用料	： 1食 300円	

3. 高齢者水中運動教室 【536万円】

膝・腰などの関節に疾患がある方等を対象に、水中運動による症状改善を目的として、高齢者水中運動教室を開催します。

主な経費	一般介護予防事業	水中運動教室委託料（一般クラス、2教室）	67万円
	一般介護予防事業	水中運動教室委託料（フォローアップクラス）（通年）	258万円
	介護予防・生活支援サービス事業	水中運動教室委託料（通年）	211万円
	（要支援1・2、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方）		

4. 運動機能向上事業 講師謝礼金 【117万円】

①一般介護予防事業（訪問型サービス事業）

保健師・看護師・運動指導士・リハビリテーション職の専門職が、要介護状態及び要支援状態になるおそれのある高齢者の居宅を訪問し、必要な相談・指導を実施することにより、要介護状態等になることを予防し自立した生活を送れるよう支援します。

主な経費 運動機能向上事業講師謝礼金 13万円

②一般介護予防事業（地区公民館）

運動習慣を身につけ、筋力柔軟性の向上を図ることで要介護状態となることを予防するため、月2回運動指導士等を派遣して指導しています。

主な経費 運動機能向上事業講師謝礼金 96万円

③ノルディックウォーキング教室講師謝礼金

ノルディックウォーキングとは、専用のポールを使用するウォーキングで、膝の関節・脊柱への負担を軽減し、効果的な「有酸素運動」として、下半身だけではなく、腕や上半身の筋肉など全身を使うエクササイズです。

主な経費 ノルディックウォーキング教室講師謝礼金 8万円



◀ 第2団地集会所での体操教室の様子

障がい者(児)・高齢者支援の充実

5. リハビリテーション専門職謝礼金 【53万円】

地域における介護予防の取組みを機能強化し、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指し、高齢者の自立支援に対する取組みを推進します。

主な経費 リハビリテーション専門職謝礼金 53万円

6. 操体事業 講師謝礼金 【24万円】

介護予防を目的とした健康体操の一つとして、操体法の講師を派遣して指導しています。

主な経費 操体事業講師謝礼金 24万円

実施場所 町総合保健福祉防災センター(毎月第2・第4水曜日)(自主活動・毎週)
津嘉山児童館(毎月第2・第4水曜日)(自主活動・毎週)

7. 運動機能向上事業 【681万円】

一般介護予防事業は、高齢者の介護予防を促進するため、専門の事業者が安全かつ効果的に運動プログラムで指導します。

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援1・2及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方に対し、個々に合わせたプログラムを作成し、健康運動指導士等の専門員による自重負荷運動やマシントレーニング等を指導、週2回で3ヶ月程度実施します。

主な経費 一般介護予防事業

筋力トレーニング教室(一般・フォローアップ)(通年)委託料 259万円

介護予防・生活支援サービス事業

筋力トレーニング教室(通年)委託料 422万円



▲運動機能向上事業(一般介護予防事業)
「NB沖縄」

障がい者(児)・高齢者支援の充実

8. 総合事業プラン作成委託料 【314万円】

要支援1・2及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントします。

主な経費 総合事業プラン作成委託料 314万円

9. その他、介護予防事業 【1,092万円】

介護予防事業実施をスムーズに行うため保健師、看護師を配置し各種介護予防事業を実施していきます。

主な経費 介護予防事業看護師・運動指導士報酬等 1,044万円
その他需用費・役務費・使用料等 48万円

介護保険運営事業

(担当:民生部 保健福祉課 課長:大城 あゆみ)

○介護保険運営事業

4億743万円

南風原町の介護保険は、「沖縄県介護保険広域連合」に加入し運営されています。介護保険広域連合が安定的に運営されるよう、介護給付費及び予防給付費に要する費用の12.5%に相当する額を介護保険広域連合に支出しています。

主な経費

沖縄県介護保険広域連合負担金 4億205万円
・一般会計にかかる予算 7,471万円
・特別会計にかかる予算 3億2,734万円
(介護保険給付費等 3億132万円、予防給付費等 2,602万円)
・窓口受付業務会計年度任用職員・その他の経費 538万円

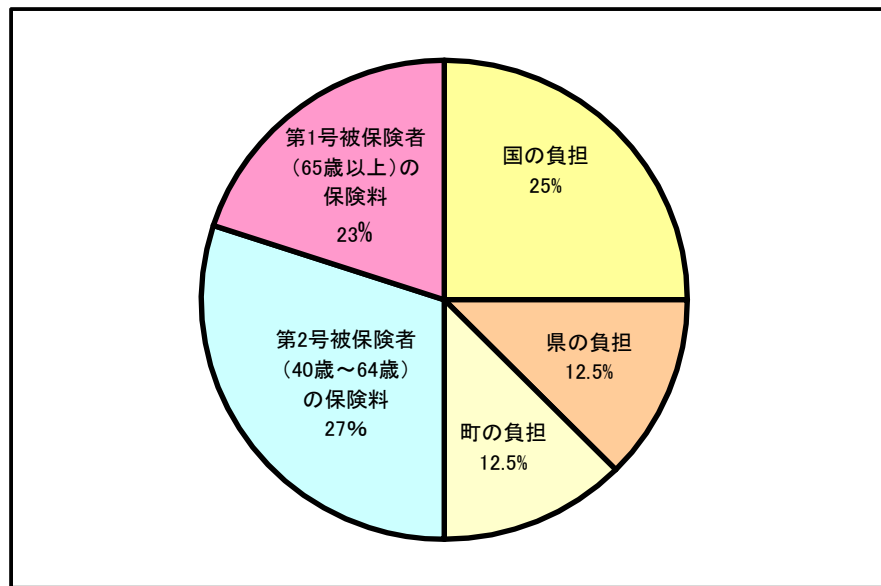


【沖縄県介護保険広域連合】 <http://www.okinawa-kouiki.jp/index.html>

広域連合では、29市町村が一つの大きな組織を作ることによって、介護保険財政を安定させ、介護サービスの平準化を図っていきます。また、構成市町村の英知を結集して、保険料やサービスの適正化をはじめ、離島などサービス基盤の不十分な地域への対策など、諸課題の解決に取り組むことによって、効率的で質の高い事業の実施を目指しています。

構成市長村の給付費水準が縮小したことから、令和6年度から広域連合内のどの市長村にお住まいでも同じ保険料となる、均一賦課を実施します。また所得金額に応じて令和6年度より16段階の保険料を設定しており、低所得者向けに公費を投じて、第1段階～第3段階の保険料の軽減を行います。

障がい者(児)・高齢者支援の充実



介護保険の負担割合グラフ(保険料50%、公費50%)

高齢者地域支援体制整備・評価事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 あゆみ)

○高齢者地域支援体制整備・評価事業

802万円

1. 軽度生活援助事業

この事業は、日常生活をしていくことに支障がある高齢者世帯に対して、家事をするホームヘルパー(お手伝い)を派遣し、高齢者の健康の維持や生活の安定を目的とします。65歳以上で介護保険の要介護認定を受けていない方が対象です。費用は1時間当たり120円で利用できます。

主な経費 軽度生活援助事業委託料 103万円

サービスの内容

- ① 食事の準備、片付け
- ② ふとんなどの日干しや衣類の洗濯、出し入れ
- ③ 家の中の掃除
- ④ 買い物支援



2. ふれあいコールサービス事業

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などへ定期的に電話をかける事で、健康状態の確認や心のふれあいを図ります。週3回利用することができ個人負担はありません。

主な経費 ふれあいコールサービス事業委託料 50万円

3. 福祉電話設置事業

福祉電話は所得の低い1人暮らし高齢者又は高齢者世帯で、緊急連絡手段の確保が必要な方が対象となります。基本料金・通話料は本人負担となります。

主な経費	福祉電話設置費	2万円
------	---------	-----

4. 外出支援サービス事業

- ① 町に住所を有するおおむね65歳以上の在宅高齢者で、一般の交通機関を利用する事が困難な方に対し、リフト付きワゴン車で自宅と医療機関等の送迎を行います。

利 用 料 : 無料

利用時間 : 月～金曜日の午前9時から午後5時(祝日・年末年始は休み)

利用範囲 : 町内及び隣接する市町村

- ② 高齢者の方で歩行に不安があるために、自分で「一般高齢介護予防通所事業」の提供場所(地域公民館・集会所)まで歩くことが困難で、家族などの援助が困難な方の送迎を行います。(利用料は無料です)

主な経費	外出支援サービス事業委託料	403万円(町社会福祉協議会へ委託)
------	---------------	--------------------

5. 高齢者外出支援タクシー利用料金助成事業

買物、通院等の外出の際に、経済面などでタクシー利用を控えている高齢者で家族等の支援が得られない方など、在宅の高齢者及び高齢者のみ世帯へタクシー利用券を交付します。タクシー利用料金の一部を助成することにより、経済的負担の軽減、日常生活の利便性向上、自立した生活を支援します。

■対象者

- ① 本町に在住し、かつ住民登録のある方
- ② 70歳以上の方(介護保険施設、高齢者向け施設入所者を除く)のみで構成される世帯に属していること
- ③ 世帯全員が町民税非課税であること
- ④ 世帯内に自家用自動車を所有している者がいないこと
- ⑤ 町内に自家用自動車を所有する協力的な親族等がいないこと

主な経費

タクシー利用券印刷費	4万円
タクシー会社委託料	230万円
外出支援システム保守委託料	10万円



障がい者（児）・高齢者支援の充実

重度心身障がい者（児）医療費助成事業

（担当：民生部 保健福祉課 課長：大城 あゆみ）

○重度心身障がい者（児）医療費助成事業

6,135万円

心身に重度の障害のある方の医療費の自己負担額分（保険適用外診療や高額療養費、付加給付、食事療養費は除く）に対し、助成を行います。

主な経費

重度心身障がい者（児）医療費助成金	6,087万円
事務委託料等	48万円

【医療費助成対象者】

医療保険に加入している方で障害の程度が次のいずれかに該当する方

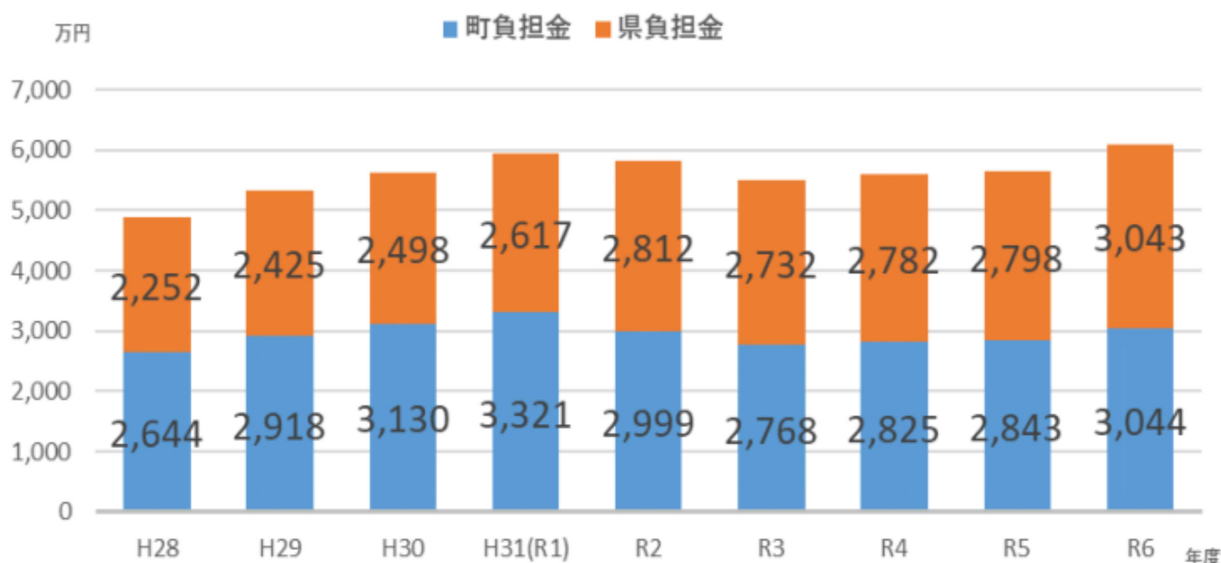
1. 身体障害者手帳1級または2級の方
2. 療育手帳A1またはA2の方
3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の方
4. 療育手帳B1かつ特別児童扶養手当1級の支給を受けている方
5. 療育手帳B1かつ障害年金1級を受給している方

※療育手帳は沖縄県が交付しているものに限りです。

※受給には資格認定申請が必要です。

また所得による制限があり、毎年所得審査を行います。

重度心身障がい者（児）医療費助成事業 年度別当初予算



障がい者(児)・高齢者支援の充実

自立支援医療費事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 あゆみ)

○自立支援医療費事業

6,813万円

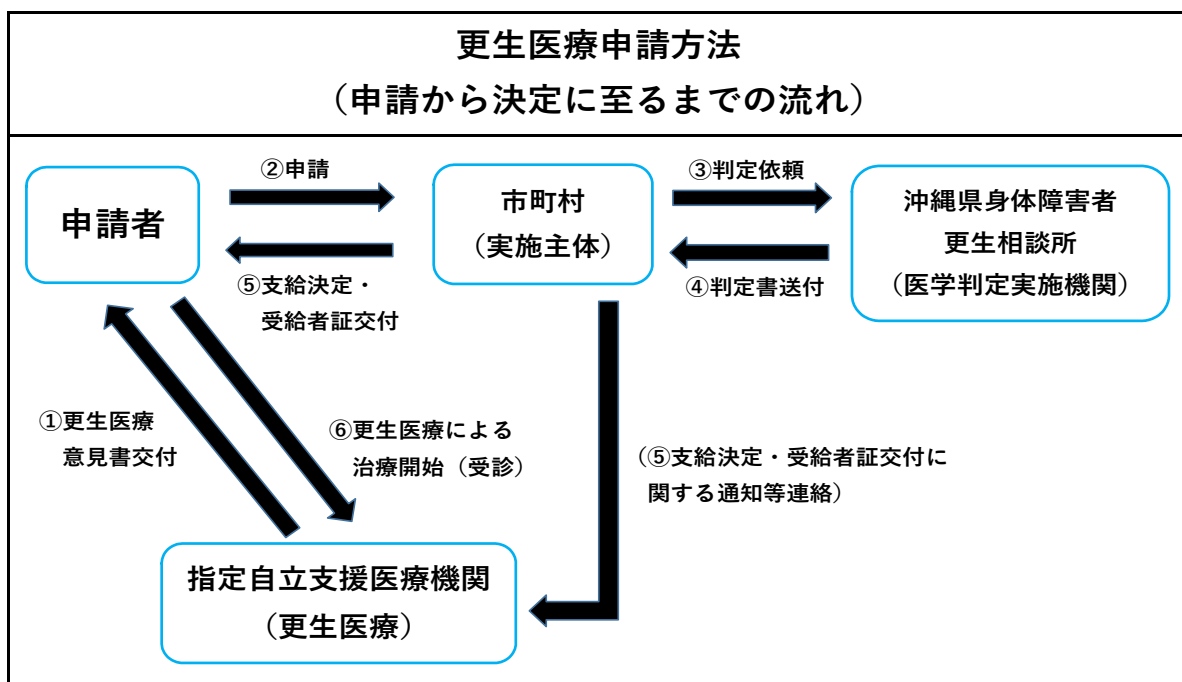
1. 更生医療給付事業 【5,826万円】

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、その障がいを軽減・除去し、日常生活能力や職業能力の回復向上をはかるために必要な医療(医療に要する費用)が必要とされた場合に、更生医療費の給付(支給)を行います。

なお、世帯の所得に応じ自己負担があります。

【公費負担の内容】

角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術(ペースメーカー埋込み手術等)人工透析療法、じん臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法、抗HIV療法など



2. 育成医療給付事業 【191万円】

医療を行わないと将来障がいを残すと認められる疾患がある児童(18歳未満)で、その身体障がいを軽減・除去する手術等の治療によって確実に効果が期待できる児童に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

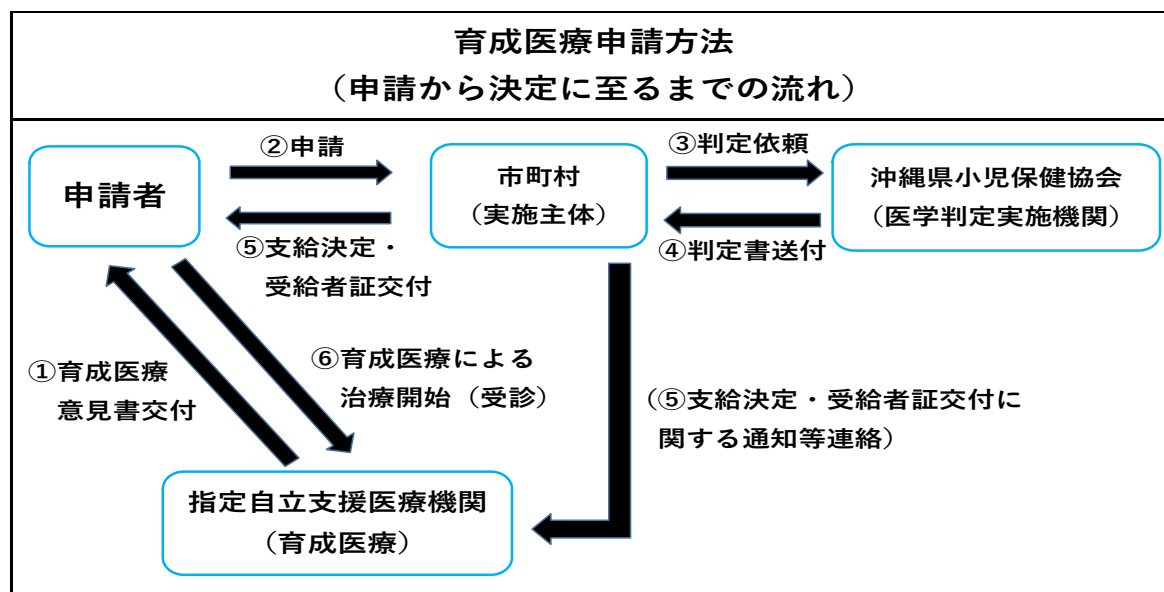
※対象となる障がいと標準的な治療の例

- ・股関節脱臼・耳奇形・口蓋裂等⇒形成術
- ・唇顎口蓋裂の手術以外に歯科矯正が必要な場合
- ・心臓手術、人工透析療法、腎臓移植術(抗免疫療法を含む)
- ・小腸機能障害⇒中心静脈栄養法
- ・HIVによる免疫機能障害の抗HIV療法、免疫調節療法等
- ・その他の先天性内臓障害等の外科手術等

なお、世帯の所得に応じ自己負担があります。



障がい者(児)・高齢者支援の充実



3. 療養介護医療給付事業 【780万円】

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関(施設)での医療にかかる給付を行う事業です。

4. 自立支援医療費審査事務手数料 【16万円】



市町村地域生活支援事業

(担当: 民生部 保健福祉課 課長: 大城 あゆみ)

○市町村地域生活支援事業

6,848万円

障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」とする。)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障がい者等の福祉増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に実施しています。

1. 意思疎通支援事業 【557万円】

①手話通訳設置事業 (349万円)

意思疎通を図ることに支障のある聴覚障がい者等の支援を目的に手話通訳者を配置し庁舎内での支援や外出先での手話通訳者派遣支援の調整を行っています。

(主な経費) 手話通訳士会計年度任用職員報酬等 349万円

障がい者(児)・高齢者支援の充実

②手話・要約筆記奉仕員派遣事業 (177万円)

聴覚障がい者の要望に応じて、通院や学校行事(三者面談、家庭訪問など)、会議や講演会などへの手話・要約筆記奉仕員の派遣(斡旋)をします。また、時間外及び休日の緊急時派遣は委託にて実施しています。

(主な経費) 手話・要約筆記奉仕員派遣報償費等 96万円

時間外緊急コミュニケーション支援事業委託料 53万円

感染防止対策費 1万円 遠隔手話通訳に係る経費 24万円

頸肩腕症検診料 2万円 保険料 1万円

③手話奉仕員養成講座 (31万円)

聴覚障がい者への初歩的なコミュニケーション方法を学習すると共に、聴覚障がい者の社会参加を支援する手話奉仕員の養成講座です。南城市、八重瀬町との共同開催で実施します。

2. 相談支援事業 【2, 315万円】

①障害者支援相談事業委託料 (1, 911万円)

地域の障がい者等の福祉に関するいろいろな問題について障がい者等や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うため支援相談員を配置します。町社協へ委託して事業を実施します。

②基幹相談支援センター設置事業 (404万円)

町社協に委託する障害者支援相談事業における支援相談員への指導助言・人材育成、権利擁護及び虐待防止体制の支援等を行うため基幹相談支援員を配置します。また、町社協、地域包括支援センター、児童福祉等相談員(こども課)及び各機関と連携し総合的な相談支援体制づくりに取り組んでいきます。

3. 南風原町障がい者自立支援協議会等 【18万円】

地域の相談支援をはじめとする、地域の障がい福祉に関する協議をします。

※障がい者等の自立した地域生活を支援するための方策や、処遇困難な障がい者等への支援の方策等を協議します。

4. 障がい者虐待防止に係る経費 【47万円】

(主な経費) 障がい者虐待対応専門職会謝礼金 6万円

虐待防止等研修講師謝礼金 1万円

障がい者虐待緊急一時保護委託料 39万円

医師意見書作成手数料 1万円

障がい者(児)・高齢者支援の充実

5. 成年後見制度利用支援事業費 【154万円】

障害等により、物事を判断する能力が十分でない方に対して、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

6. 日常生活用具給付等事業 【826万円】

障がい者等に対して日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付をします。

(主な用具) ストマ、紙おむつ、吸引・吸入器、血圧計、
視覚障がい者用体温計、聴覚障がい者用情報通信機器(FAX)等

7. 移動支援事業 【351万円】

屋外の移動に困難がある障がい者等の地域での自立生活及び社会参加を促すために、外出支援を行う事業です。

(主な経費) 移動支援事業費 (348万円)
地域生活支援事業支払委託料 (3万円)

8. 地域活動支援センター機能強化事業 【500万円】

地域で生活する障がい者等が、憩いと利用者間の交流の場として利用する場所です。
また、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など便宜を図り、機能訓練・社会適応訓練の活性化を目的とする事業です。

9. 重度障がい者等就労支援特別事業 【667万円】

重度障がい者等(重度訪問介護、同行援護、行動援護を利用する者)が就労するために必要な支援体制を雇用施策と連携し、構築した上で現行の障害福祉サービスにおいて「経済活動」を理由に、サービスの利用ができない時間がある方に対して、就労するにあたり必要な身体介護等を提供します。

10. 発達障がい児支援事業 【412万円】

「親子通園事業」と「ペアレントプログラム」を児童発達支援センターの指定を受ける事業所へ委託し、取り組みます。

(主な経費) 児童発達支援事業委託料 (412万円)

①親子通園事業

発達が気になる子(未就学児)の保護者が子どもと一緒に小集団で行う保育事業に通い、子どもとの関わり方や子どもの特性を「親子通園事業」の職員と共に考えます。

②ペアレントプログラム

保護者が子どもの発達の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう学習方式で行うプログラムを行います。

11. その他の地域生活支援事業 【1,001万円】

①日中一時支援事業（175万円）

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を支援することを目的とする事業です。

②社会参加支援事業（90万円）

イ. 声の広報等発行事業 48万円

文字による情報入手が困難な障がい者等のために、声での訳などの方法を使って、町の広報や障がい者が地域生活をする上で、必要度の高い情報などを定期的に提供します。町のホームページでも声の広報を掲載しています。

ロ. レクリエーション活動支援事業 22万円

障がい者等が、個々の能力や適性に応じて自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようスポーツ教室を開催しています。

ハ. 自動車運転免許取得・改造助成金 20万円

③福祉機器リサイクル事業委託料（23万円）

不用になった福祉機器を譲り受け修理し、必要とする方へ貸し出しを行っています。町社協へ委託して事業を実施します。

（対象用具） ・特殊ベッド《介護ベッド》 ・シャワーチェアー ・車椅子等

④障害福祉啓発活動に係る経費（3万円）

⑤障害支援区分認定調査等事業（710万円）

障がい者の介護の必要度を認定するための調査を行います。区分の認定には障害支援区分認定審査会の審査を必要としますので、2カ月程度の期間を要します。

（主な経費）	区分認定調査員報酬等	655万円
	主治医意見書作成手数料	55万円

障がい者(児)・高齢者支援の充実

介護給付・訓練等給付事業

(担当:民生部 保健福祉課 課長:大城 あゆみ)

○介護給付・訓練等給付事業

16億9,920万円

心身に障がいや難病等がある方に、障がいの程度や介護の必要度、また身の周りの状況等によって、生活を支えるための様々なサービス等を提供します。

1. 障害福祉サービス(障がい者を対象) 【10億8,173万円】

①居宅介護

障がいのある方で、日常生活に対する支援が必要な方に対して入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、掃除等の家事援助を訪問介護員(ホームヘルパー)が行います。

②重度訪問介護

重度の障がい等で常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。

③同行援護

視覚障がいの為、移動に著しい困難を有する障がい者と同行し、余暇活動等の外出時に移動に必要な情報の提供をするとともに、排せつ、食事等の必要な支援を行います。

④行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を必要とする方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、移動中の介護、排せつ等の必要な援助を行います。

⑤療養介護

医療機関(施設)において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話等必要な医療を要する方に健康の維持及び療育支援を行います。

⑥生活介護

常時介護を必要とする障がい者で、主として日中、支援施設等において入浴、排せつ、食事等の日中介護を行い、創作活動又は、生産活動の機会を提供します。

⑦短期入所

介護を行う家族等が、疾病等の理由により、一時的に介護が出来なくなった場合等に障がい者(児)を施設で預かり、必要な支援を行います。

障がい者（児）・高齢者支援の充実

⑧施設入所支援

施設に入所している障がい者等に対して、主として夜間に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

⑨自立訓練《生活訓練》

食事や家事等の日常生活向上のための支援や相談を行い、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等の安定を図ると共に障がい者等の生活の安定を図ります。

⑩自立訓練《機能訓練》

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

⑪就労移行支援

就労を希望する障がい者等に対して、一定期間にわたり職業訓練等を通じて、一般就労に必要な知識、能力向上のための訓練を行います。

⑫就労継続支援《A型・B型》

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等において施設へ通所することによって就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対しては一般就労等への移行に向けて支援を行います。

⑬共同生活援助

障がい等を持った方が、生活援助体制を備えたアパート等において共同生活による自立した生活が送れるよう支援します。

⑭計画相談支援給付

指定特定相談支援事業所が、障害福祉サービスの利用調整や計画的な利用を支援するために作成するサービス等利用計画やモニタリング報告書を基に町は利用者の意向に沿った福祉サービスを決定し支援します。

⑮高額障害福祉サービス費

障害福祉サービス、障害児通所（又は入所）支援、補装具等のサービスを併用して利用した際に、一月の自己負担額が法定の利用者負担額を超えた場合に高額障害福祉サービス費として支給されます。

障がい者（児）・高齢者支援の充実

2. 障害福祉サービス（障がい児を対象） 【6億347万円】

①児童発達支援

療育が必要な未就学児に対して、個別に集団療育を行い、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練等、個々の特性にあった支援を行います。

②放課後等デイサービス

療育が必要な就学児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。

③保育所等訪問支援

保育所等に通う障害のある児童について、通い先の施設等を訪問し、障害のある児童及び保育所等の支援者に対し、集団生活に適応するための支援方法等の指導・助言を行います。

④障害児相談支援給付

障害児通所支援の支給決定を受けた方に対して、指定障害児相談支援事業所が福祉サービスの利用調整や計画的な利用を支援する障害児支援利用計画やモニタリング報告書を作成します。町は障害児支援利用計画を基に利用者の意向に沿った支給決定をします。

⑤高額障害児通所給付費

障害福祉サービス、障害児通所（又は入所）支援、補装具等のサービスを併用して利用した際に、一月の自己負担額が法定の利用者負担額を超えた場合に高額障害福祉サービス費として支給されます。

3. 補装具給付費 【1,088万円】

身体に障がいのある方（児童含む）が日常での生活を向上させるために失われた身体の機能を補うための福祉用具の給付や修理を行います。障がいの内容や程度に応じて、補装具の支給、修理を行います。本人の体に合うよう、オーダーメイドが可能な補装具もあります。

（補装具の例） 義手、義足、義眼、車いす、電動車いす、座位保持装置、補聴器、盲人安全杖、歩行器、重度障害者用意思伝達装置、短下肢装具等

4. 委託料 【241万円】

障害者自立支援給付費及び障害児通所給付費の支払いに係る審査事務等に要する処理委託料です。

5. 使用料及び賃借料 【71万円】

障害者自立支援給付費及び障害児通所給付費の請求に係る二次審査事務を支援することを目的とした総合支援ソフトの使用料及び賃借料です。

障がい者（児）・高齢者支援の充実

敬老会事業

（担当：民生部 保健福祉課 課長：大城 あゆみ）

○敬老会事業

69万円

町内に在住する80歳以上の高齢者を対象に敬老会を開催し、長寿のお祝いをします。敬老会では琉球舞踊やエイサーなどの余興で長寿を祝っています。

主な経費

敬老会余興謝礼金	15万円	敬老会飲食代等	54万円
----------	------	---------	------



▲令和5年度の敬老会（南風原高校余興）

高齢者慶祝記念品支給事業

（担当：民生部 保健福祉課 課長：大城 あゆみ）

○高齢者慶祝記念品支給事業

396万円

高齢者の長寿を祝い、長年にわたり社会に貢献してきた功績に感謝し、記念品等を贈ります。
トーカチ(88歳)の方に記念品を贈呈し、カジマヤー(97歳)、新百歳になられた方に祝状を贈呈します。

主な経費 高齢者慶祝記念品代等 396万円



